

十字軍国家における都市統治構造

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24051

論 文

十字軍国家における都市統治構造

櫻 井 康 人

はじめに

I. 都市アッコンのブルジョワ

1. ロンバルディア戦争まで
2. ロンバルディア戦争期
3. ロンバルディア戦争後

II. 都市エルサレム・アッコン以外のエルサレム王国の都市行政

III. アンティオキア侯国およびトリポリ伯国における都市行政

1. アンティオキア侯国
2. トリポリ伯国

おわりに

はじめに

1187 年、ハッティーンの敗戦によって十字軍国家はほぼ壊滅状態に陥った。エルサレム国王ギー・ド・リュジニャンも捕虜となった状況の中で、最有力貴族の一人であったバリアン（2 世）・ディブランは、60 人のブルジョワを騎士とすることで都市エルサレムの危機に対処しようと試みた⁽¹⁾。ただし、このような事例は例外的なものであり、あくまでも「戦う人」としての騎士と、「働く人」としてのブルジョワの間には越えがたい壁があった。

1192 年、一進一退の攻防の末にイングランド国王リチャード 1 世とサラフッディーンとの間で締結された協定によって、十字軍国家の消滅は回避された。しかし、都市エルサレムを始めとする多くの都市がフランク人の手中に戻ってくることはなく、従ってエルサレム国王の中心都市はアッコンに移行せざるをえなかった。さかのぼる 1189 年、大きくはリチャード 1 世およびフランス国王フィリップ 2 世の助力により、フランク人たちはエルサレム王国の主要都市の一つであるアッコンを回復した。その際、ブルジョワたちは以前に自分たちが所有していた財産の保証をフィリップ 2 世に強く求めたのであるが⁽²⁾、このことは、ブルジョワたちが自身の財産を確保するために、より高次の権威・権力を希

⁽¹⁾ Langlois, A. (éd.), “L'estoire de Eracles empereur et la conquest de la terre d'outremer”, *Recueil des historiens des croisades occidentaux*, 2, Paris, 1859（以下、Eracles と略記）, liv. 23, chap. 46.

⁽²⁾ Morgan, M. (éd.), *La Continuation de Guillaume de Tyr (1184-1197)*, Paris, 1982, chap. 124.

求していたことを端的に物語っている、ということをもまずここで指摘しておきたい。

かつて拙稿では、十字軍国家の都市統治構造を見るための第一歩として、前期エルサレム王国の都市エルサレムのブルジョワに焦点を当てて考察を進めたが⁽³⁾、本稿での課題は、都市アッコンのブルジョワを考察の対象とすることで、都市エルサレムとの比較検討を行うこと、およびエルサレムやアコン以外のブルジョワについても確認した上で、王都のブルジョワと比較検討を行うことの二つとなる。

I. 都市アッコンのブルジョワ

1. ロンバルディア戦争まで

これまでの研究者の中で、都市アッコンのブルジョワおよびクール・デ・ブルジョワに関する最も詳細な検討を行ったのがH・マイヤーであった。証書史料の分析から彼が導き出した結論を素描すると、次のようになる。都市エルサレムと同様に都市アコンでも1130年代から陪審制が萌芽し、クール・デ・ブルジョワが形を整えていくが、1251年に公証人制度の導入という改革がなされた結果として、ジャン・ディブランの法書に描かれるようなクール・デ・ブルジョワが完成形を見る。しかし、1274年以降においては、改革のために導入された公証人制度に陪審制が主役の座を奪われるという逆転現象が生じ、クール・デ・ブルジョワは「衰退 (Verfall)」するのである、と⁽⁴⁾。マイヤーの見解の細かな点については本論の中で触れていくこととして、まずここでは大枠での問題点のみを指摘しておく、やはりマイヤーも法書史料の描く会議像を前提としているということである。すなわち、従来の研究者と同様に⁽⁵⁾、マイヤーの関心はいつの段階で法書史料に描かれるクール・デ・ブルジョワの形が現れるのか、ということに置かれている。従って、公証人制度への移行という独自の見解も、その範疇における意味しか持ちえない。しかし、筆者にとってより重要であると思われるのは、証書史料の語る情報を王国の権力構造・統

⁽³⁾ 拙稿「都市エルサレムのブルジョワ—前期エルサレム王国の統治構造—」『史林』83巻2号、2000年、61～101頁（以下、「ブルジョワ」と略記）。なお、ブルジョワに関する研究史や法書史料の詳細については、これを参照されたい。

⁽⁴⁾ Mayer, H., *Von der Cour des Bourgeois zum öffentlichen Notariat: Die freiwillig Gerichtsbarkeit in den Kreuzfahrerstaaten*, Wiesbaden, 2016, S. 36–64.

⁽⁵⁾ La Monte, J., *Feudal Monarchy in the Latin Kingdom of Jerusalem 1100–1291*, Cambridge, 1932, pp. 105–111; Richard, J. (Shirley, J. (tra.)), *The Latin Kingdom of Jerusalem*, Amsterdam, 1979, p. 77, 335–339; Prawaer, J., “Social Classes in the Crusader States: The “Minorities””, Zacour, N. and Hazard, H. (eds.), *A History of the Crusades*, 5, Wisconsin, 1985, pp. 59–115; Tischler, C., *Die Burgenses von Jerusalem im 12. Jahrhundert: Ein Prosopographie über die nichtadligen Einwohner Jerusalem von 1120 bis 1187*, Frankfurt a. M., 2000; Nader, M., *Burgesses and Burgess Law in the Latin Kingdom of Jerusalem and Cyprus (1099–1325)*, Aldershot, 2006, など。

治構造の文脈の中で問うてみることなのである。このことを念頭に置いた上で、具体的な検討に入っていきたいが、ここでは関連する証書を基にして作成した表1を適宜参照されたい⁽⁶⁾。

⁽⁶⁾ 本稿で用いた証書史料は、以下のとおりである。Beugnot, A., “Chartes”, *Recueil des historiens des croisades lois*, 2, Paris, 1843 (以下, Chartes と略記); Berger, E. (éd.), *Les registres d’Innocent IV*, 4 tomes, Paris, 1884–1921; Berggötz, O. (hrsg.), *Der Bericht des Marsilio Zorzi*, Frankfurt a. M., 1991 (以下, Berggötz と略記); Blancard, L. (éd.), *Documents in édits sur le commerce de Marseille au moyen âge*, 2 tomes, Marseille, 1884, 1885; Bresc-Bautier, G. (éd.), *La cartulaire de l’église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984 (以下, Bresc-Bautier と略記); Bruel, A. (éd.), “Chartes d’Adam, abbé de N.-D. du Mont-Sion”, *Revue de l’orient latin*, 10, Paris, 1904; Camera, M. (a cura di), *Memorie storico-diplomatiche dell’antica città e ducato di Amalfi: cronologicamente ordinate e continuate sino al secolo XVIII*, 2 volumi, Salerno, 1876, 1881 (以下, Camera と略記); Chalamdon, F. (éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Deigneur (Acre, 6–11 avril 1166)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900; Clermont-Genneau, C., “Deux chartes de croisés dans des archives arabes”, *Recueil d’archéologie orientale*, 6, 1905, pp. 1–30 (以下, Clermont-Genneau と略記); Delaborde, H. (éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dame de Josaphat*, Paris, 1880 (以下, Delaborde と略記); Desimoni, C., “Actes passés en 1271, 1274 et 1279 à l’Aïas (Petite Arménie) et à Beyrouth par devant des notaires génois”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881; Id. (éd.), “Quatre titres des propriétés des Génois à Acre et à Tyr”, *Revue de l’orient latin*, 2, Paris, 1894 (以下, Desimoni と略記); Hiestand, R. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985; Imperiale, C. (a cura di), *Codice diplomatico della repubblica di Genova*, 3 vols., Roma, 1936, 1938, 1942 (以下, Imperiale と略記); Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIe–XIVe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899; Id. (éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dame de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108–1291)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 (以下, Kohler と略記); Id. (éd.), “Un rituel et un bréviaire du Saint-Sépulcre de Jérusalem (XIIe–XIIIe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900; Migne, J.-P. (éd.), *Patrologiae crusus completes, series latina*, 200, Paris, 1855 (以下, Migne と略記); Langlois, E. (éd.), *Les registres de Nicolas IV*, 4 tomes, Paris, 1886–1893; Le Roux, J. (éd.), “Trois chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jerusalem”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 (以下, Trois と略記); Id. (éd.), *Les Archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883 (以下, Archives と略記); Id. (éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’orient latin*, 1, Paris, 1893; Id. (éd.), *Cartulaire général de l’ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894–1906 (以下, Cartulaire と略記); Id. (éd.), “Inventaire de pièces de l’ordre de l’hôpital”, *Revue de l’orient latin*, 3, Paris, 1895 (以下, Inventaire と略記); Id. (éd.), “Chartes de terre sainte”, *Revue de l’orient latin*, 11, Paris, 1908 (以下, Terre と略記); de Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’orient latin*, 2, Paris, 1884 (以下, Marsy と略記); Id., “Documents concernant les seigneurs de Ham, connétabes de Tripoli, 1227–1228”, *Archives de l’orient latin*, 2, Paris, 1884 (以下, Tripoli と略記); Mas Latrie, M., *Histoire de l’île de Chypre sous le règne des peinces de la maison de Lusignan*, 3 tomes, Paris, 1855–1861 (以下, Mas Latrie と略記); Mayer (Hrsg.), *Marseilles Levantehandel und ein akkonensisches Fälscheratelier des 13. Jahrhunderts*, Tübingen, 1972 (以下, Marseilles と略記); Id. (bearb.), *Die Urkunden der lateinischen Könige von Jerusalem*, 4 Bde., Hannover, 2010 (以下, Urkunden と略記); Müller, G. (a cura di), *Documenti sulle relazioni delle città Toscane coll’oriente cristiano e coi Turchi*, Firenze, 1879 (以下, Müller と略記); Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733–1737 (以下, Paoli と略記); Potthast, A. (ed.), *Regesta pontificum romanorum*, 2 vols., Berlin, 1874, rep. Graz, 1957 (以下, Potthast と略記); Rey, E., *Recherches géographiques et historiques sur la domination des latins en orient*, Paris, 1877 (以下, Rey と略記); Riant, C. (éd.), “Privilèges octroyés à l’ordre teutonique”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881; Röhrich, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII–MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下, Regesta と略記); Id., (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII–MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904. (以下, Regesta Add. と略記); Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849 (以下, Rozière と略記); Societate regia studiis rerum patriae pronovendis instituta (cura.), *Liber iurium reipublicae Genuensis*, 1 (=Historiae patoriae monvmenta, 7), Avgvstate Tavrinatorum, 1854 (以下, Liber と略記); Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下, Strhlke と略記); Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante vom neunten bis zum ausgang des fünfzehnten Jahrhunderts*, 3 Bde., Wien, 1857 (以下, Tafel-Thomas と略記)。

表 1 後期エルサレム王国におけるエルサレム、およびアッコンのブルジョワに関連する証書

(1) エルサレム						
整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分
1	1235.11.	(ブルジョワの) ステファニア	エルサレム	聖ヨハネ修道会	エルサレムの curia において (in curia Hierosolymitana) 城代ボエドゥアン・ド・ピキニーおよび副伯ジャラル・ド・サイエースの立ち会いの下、家産を譲渡	judices
(2) アッコン						
整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分
×	1155.8.	騎士ガリユの妻アニユエス	(アッコン)	聖ヨハネ修道会	アッコン内の家産を売却	
2	1183.12.25 - 1184.12.24.	聖ヨハネ修道会総長ロジェ・デ・ムーラン	アッコン	(ブルジョワの) ピサン	アッコン内の家産を売却	
3	1193 (1192).5.(1.-5.)	エルサレム国王アンリ・ド・シャンパーニュ	アッコン	ピサ	アッコンの自由使用権など、これまでの特権・所有物の確認・承認	
4	1193 (1994). 2.(1.-28.)	エルサレム国王アンリ・ド・シャンパーニュ	アッコン	ドイツ騎士修道会	アッコン領内の村落を譲渡	
5	1193.(328.-1194.4.9. もしくは1192.12.25- 1193.12.24.)	エルサレム国王アンリ・ド・シャンパーニュ	アッコン	ドイツ騎士修道会	これまでの特権・所有物の承認	
6	1206.9.21.(CG)	エルサレム王女マリヤ	アッコン	エルサレム王女マリヤ	エルサレム総大司教アルベルトゥスなどの面前において、アラゴン国王ペドロ2世と対立する教皇庁の要請に応じる形でなされた、教皇庁に対する宣誓	
7	1207.12.18.	エルサレム総大司教アルベルトゥス	アッコン	トゥルガンの娘アリダ	土地を聖ヨハネ修道会に譲渡することを承認	

整理番号	発給者	発給地	対象	概要	区分	典拠
×	Archives, no. 71 (=Cartulaire, no. 2127; Notariat, no. app. 1-9; Regesta, no. 1065; Regesta Add., no. 1065)	金細工師シルベール, フェデリク・ド・ロマーニア, アンリ・ド・ベルヴェルダン	judices			
(2) アッコン						
整理番号	発給者	発給地	対象	概要	区分	典拠
×	Paoli, 1, no. 195 (=Cartulaire, no. 237; Regesta, no. 311; Regesta Add., 311)	アッコン副伯カラバン・ド・レ・エルヴ, ジョー・ル・キエーニユ, ピエール・ユグ (後にアッコン副伯に), ピエール・モレザン, ベルナル・トワラン, ロラン・ド・リユシエ, ラルフ・ド・トレイユ, ピエール・ド・コレイア, ピエール・ド・ニーム (騎士), アンドレア・ジェノヴァ, ギヨーム・ベキエーニユ, アルヌール・ド・コルベヨニ (騎士), レーモン・ド・ヌヴァン (騎士)				
2	Archives, no. 24 (=Cartulaire, no. 633; Notariat, no. app. 1-8; Regesta, no. 640; Regesta Add., no. 640)	アッコン副伯シルベール・ド・フロリー, キヨーム・ド・フルシユ, ルサール・ド・トレシユ (騎士), アンセルム・デ・ルッカ (騎士), カメラリウスのレーモン, ベルナル・ド・タンブル (ティール副伯), オド・ド・ラ・コキール, 以上, 国王の陪審たち (jurati regis)				
3	Urkunden, no. 568 (=Müller, no. 37; Regesta, no. 713)	バリアン・ディブラン, シドン領主ノー・マレシヤルのアルヌール, ..., ニコラ・ド・ラ・コキール, ギー・アンセルム	ピサ			
4	Urkunden, no. 573 (=Strehlke, no. 29; Regesta, no. 710)	バリアン・ディブラン, シドン領主ノー・..., アッコン副伯ベルナル・ド・タンブル, アッコンのピサのコンスエルのスキレート, ..., ギー・アンセルム	ドイツ騎士修道会			
5	Urkunden, no. 575 (=Strehlke, no. 27; Regesta, no. 716; Regesta Add., no. 716)	バリアン・ディブラン, シドン領主ノー・..., ニコラ・ド・ラ・コキール, ギー・アンセルム	ドイツ騎士修道会			
6	Urkunden, no. 645	マリヤ, エルサレム国王のバリエイのジャン・ディブラン, ..., アッコン副伯, ..., 40人のアッコンのブルジョワたち, ...	エルサレム王女マリヤ			
7	Paoli, 1, no. 176 (=Cartulaire, no. 1276; Regesta, no. 824; Regesta Add., 824)	カエサレリア大司教ベトリス, ..., 国王の公証人ボエドゥアン, 医師のギヨーム師, ランベール師	トゥルガンの娘アリダ			

8	1208.9.	ヘンネベルク伯オットー	アッコ	ドイツ騎士修道会	アッコ領内の土地および家屋を譲渡		ジャン・ル・トール, アンリ・アルマン, ジョシユイス, ユスタース・ド・カイファ, カメラリド・ボール, ジラール・ド・カブール	Strehilke, no. 43 (=Regesta, no. 828)
9	1225.12.24.	アッコにあるシトー会系聖マリア・マгдаレーナ修道院長マリヤ	(アッコ)	聖ヨハネ修道会	アッコ領内の家屋の売却(聖墳墓教会聖墓参拝会長兼エルサレム総大司教代理兼アッコン教会長ベトルスの印璽)		ビエール・プリッセ, ミシェル・ド・ヤッファ, マルク・ド・ヤッファ, ベネベヌート・ド・ヤッファ, ジョルダン・ド・エルサレム, マルク・ド・エルサレム, フルク・ド・ティベリア, ヴァラン殿の娘婿のバンドルフ, ジャン・アルセル	Paoli, 1, no. 213 (=Cartulaire, no. 1828; Regesta, no. 973; Regesta Add., 973)
10	1225 (1226). 1.(1.-31.)	神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世	(イタリア南部)	ドイツ騎士修道会	これまでの特権, 所有物の承認	de imperio	スボレート公レナルド, ...	Urkunden, no. 654 (=Strehilke, no. 58; Regesta, no. 974; Regesta Add., no. 974)
11	1231.9.28.	エルサレム国王のバイイのシドン領主バリアン	アッコ (in curia regia)	書記官サイードの息子のニコラ	マサエトの封を聖ヨハネ修道会に売却することを承認	de regno Hierosolymitano	アッコン司教・コプス, シドン領主ボートウアン, ダニエル・ド・テールモン, ニコラ・アンセルム, ギー・アンファン, ...	Urkunden, no. 783 (=Paoli, 1, no. 214; Cartulaire, no. 1996; Regesta, no. 1027; Regesta Add., no. 1027)
12	1232.4.18.	(バイールト伯) ジャン・ディプラン	(アッコ)	聖ヨハネ修道会	アッコ領内の家屋を売却		アッコン副伯の公証人ユティエンヌ・ド・ウェア	Cartulaire, no. 2016 (=Notariat, no. app. 1-10; Regesta Add., no. 1036a)
13	1232.4.	バイールト領主ジャン・ディプランとカエサレアン領主ジャン	アッコ	聖ヨハネ修道会	アッコの curia (in curia Aconensis) で売却した家屋の承認	Jurati curiae Aconensis	アッコン副伯エティエンヌ・プティエ	Paoli, 1, no. 14 (=Cartulaire, no. 2015; Regesta, no. 1036; Regesta Add., 1036)
14	1232.9.30.	キプロス女王アリクス	アッコ	聖ヨハネ修道会	エルサレム王国のコンネタブルのオド・ド・モンベリヤール, アッコン副伯フィリップ・ド・トロワおよびアッコンの陪審たちの立ち会いの下, 家屋を売却		ギー・アンセルム, レーモン・ド・ラ・コキール, アン・ド・ソ・ヴァン, アラン, イティエ, サイニョール	Paoli, 1, no. 215 (=Cartulaire, no. 2033; Regesta, no. 1038; Regesta Add., 1038a)
15	1235.11.	聖ヨハネ修道会総長グラン・ド・モンタキユート	アッコ	ニコラ・アンセルム	アッコ領内の家屋の交換を承認	Fratres	(聖ヨハネ修道会関係者のみ)	Archives, no. 72 (=Cartulaire, no. 2126; Regesta, no. 1063; Regesta Add., no. 1063)
16	1235	聖母マリア・ラティエーナ修道院長ロバルトゥス	アッコ	ジャン・グリフ	アッコの curia (in curia Aconensis) でドイツ騎士修道会にアッコ領内の土地(東のアン・ド・ラ・ド・ヴァン)の土地に隣接)を売却したことを承認	(教会関係者)	ナザレ大司教ユエーグス, テンブル・ド・ミ修道院長ユエーグス, 司祭のユエーグス・デ・サビローネ	Strehilke, no. 80 (=Regesta, no. 1067)
17	1236.3.	キプロス国王アンリ1世	ニコシア	マルセイユ	アッコの curia (in curia Aconensis) でドイツ騎士修道会にアッコ領内の土地(東のアン・ド・ラ・ド・ヴァン)の土地に隣接)を売却したことを承認	(バロン)	バイールト伯兼キプロスのコンネタブルのジャン・ディプラン, ..., フィリップ・ド・ノヴァラ	Pothast, no. 13934 (=Regesta, no. 1071)
18	1236.8.10.	(領主の)ゴアティエ・ルドルの娘ベアトリス	アッコ	ドイツ騎士修道会	トロコ領内の村落を売却	de hominibus imperatoris	カイファ領主ジョフロワ, ...	Strehilke, no. 84 (=Regesta, no. 1073)

19	1236.9.20.	神聖ローマ皇帝の公証人 ノー・ペルトラン	アッコ (聖 ヨハネ修道会 館)	聖ヨハネ修道 会	アンティオキヤ侯ポエモンド4世 との間に生じた家屋を巡る争いの 和解を公示		アッコ司教ラトルフス、…、 <u>陸審 サン・トル</u>	Paoli, 1, no. 117 (=Cartulaire, no. 2150; Regesta, no. 1074; Regesta Add., no. 1074)
20	1242.4.30.	アッコ司教ラトルフス	アッコ	ドイツ騎士修 道会	アッコ内にある庭からの収益を 承認		<u>陸審サン・トル</u> 、 <u>医学者マティアス</u> 師	Strehlke, no. 91 (=Regesta, no. 1106)
21	1242.8.18.	騎士ジェラルド・アルマン	アッコ	ドイツ騎士修 道会	アッコ内の家屋を譲渡		アッコ司教ラトルフス、…、 <u>ボー ドゥアン</u> 、 <u>ド・ ピキニー</u> 、 <u>騎士ペルトール</u> 、…	Strehlke, no. 92 (=Regesta, no. 1108)
22	1244.7.7.	ドイツ騎士修道会総長ハイ ンリヒ・フォン・ホーエン ローエとジョスラン伯の娘 のアニエュエスの息子の ジャック・ダミダリア	アッコ (ド イツ騎士修道 会総長館)	ドイツ騎士修 道会総長ハイ ンリヒ・フォン ・ホーエン ローエとジョ スラン伯の娘の アニエュエスの 息子のジャック ・ダミダリア	アッコ港や市場からの収益徴収 権を巡る争いの和解		ボー ドゥアン、 <u>ド・ピキニー</u> (騎士)、エティエン ヌ・ <u>ド・ソーヴァン</u> 、 <u>ラルフ・アルマン</u> (騎士)、 <u>フィ リップ</u> 、 <u>ボー ドゥアン</u>	Strehlke, no. 98 (=Regesta, no. 1120)
23	1244.8.20.	ジャン・ド・ロッカ	アッコ (聖 ヨハネ修道会 館)	聖ヨハネ修道 会	ナブルス領内の村々の所有の承認		ボー ドゥアン、 <u>ド・ピキニー</u> 、 <u>ギヨーム・マレンベッ ク</u> 、 <u>陸審サン・トル</u> 、 <u>サン・ミシェル</u> 修道院長ギレ ルス	Archives, no. 76 (=Cartulaire, no. 2350; Regesta, no. 1122; Regesta Add., no. 1122)
24	1245.4.3.	騎士ジャン・ド・トロート のシモン	アッコ	聖ヨハネ修道 会	村落の土地、家屋を譲渡		アッコ司教ラトルフス、…、 <u>アッコ</u> 副伯ジェ ルヴァーヌ・マルゴーステル、エティエンヌ・ <u>ド・ ソーヴァン</u> 、 <u>アラール</u> 、 <u>シモン・バルテルミー</u> 、 <u>ジャ ン・ド・スヴァン</u> 、 <u>金細工師ギー</u> 、 <u>ジャン・フィリッ プ</u> 、 <u>ピエール・ミシエル</u>	Paoli, 1, no. 217 (=Cartulaire, no. 2353; Regesta, no. 1135; Regesta Add., no. 1135)
25	1253.12.22.	ブルジョワのニコラ・ダル ク	アッコ (in curia Acco- nensi)	聖ヨハネ修道 会	アッコのクーリアにおいて (in curia Acconensi)、 <u>アッコ</u> 副伯 ジャン・グリフォン、 <u>陸審アラ ール</u> 、 <u>陸審ジャン・フィリップ</u> 、 <u>陸 審レーモン・オドン</u> 、 <u>陸審</u> にして 公証人のアリオット (作成) 立ち 会いの下、家屋を譲渡		Paoli, 1, no. 16 (=Cartulaire, no. 2662; Notariat, no. app. 1-11; Regesta, no. 1209; Regesta Add. no. 1209)	
26	1254.2.11.	騎士ジャン・マラン	アッコ (聖 十字教会)	聖ヨハネ修道 会	アッコ司教の代理にして同教会 の助祭長アダ、 <u>アッコ</u> 副伯 グ・ペラヴィラン、 <u>curia</u> の <u>陸審</u> <u>アラール</u> 、 <u>curia</u> の <u>陸審</u> ジャン・ フィリップ、 <u>curia</u> の <u>陸審</u> レーモ ン・オドン、 <u>curia</u> の <u>陸審</u> にして 公証人のアリオット・フグッチョ (作成) たちの立ち会いの下、土 地を譲渡		ジャック・ヴィタル、 <u>経緯豊富な (peritus) 陸審</u> のルネ、 <u>司祭</u> ボニファティウス、…、 <u>陸審</u> にして 公証人のアリオット・フグッチョ (作成)	Paoli, 1, no. 17 (=Cartulaire, no. 2714; Regesta, no. 1212; Regesta Add., no. 1212)
27	1254.9.22.	シドン領主ジュリアン	シドン領内ロ ベール村	聖ヨハネ修道 会	ロベール村の所有を承認		シドンのコネタブルのジャン・ド・ラ・トール、…、 <u>書記官</u> ギョーム、 <u>トゥルコブルス</u> のボノン	Paoli, 1, no. 124 (=Cartulaire, no. 2693; Regesta, no. 1220; Regesta Add., no. 1220)

28	1255.5.1.	カエサレア領主ジャン・アルマン	アッコ	聖ヨハネ修道会	カエサレア司教にしてエルサレム総司教代理のヨケリヌスの立ち会いの下、アッコ城内に所有するすべての財産を売却		騎士ジャック・ヴィタル 経緯書 富な (=peritus) 証書のルネ、カエサレア大司教の前書官のシモン、…、 証書にして公証人のアリオット (作成)	Paoli, 1, no. 181 (=Cartulaire, no. 2732; Regesta, no. 1234; Regesta Add., no. 1234)
29	1255.6.30.-	聖ヨハネ修道会士ジョスラン・ド・トルネル	(アッコ)	聖ヨハネ修道会士ジョスラン・ド・トルネル	証書にして公証人のアリオット・フガチヨなどの立ち会いはの下、カポール山近くの村々の所有を確認		公証人のアリオット・フガチヨ (作成)	Paoli, 1, no. 18 (=Cartulaire, no. 2747; Regesta, no. 1237; Regesta Add., no. 1237)
30	1255.10.9.	ナザレ大司教ヘンリクス	アッコ (ナザレ大司教館)	アッコに居住するジェノヴァ市民のマッティオ・デ・マリーノ	かつてラルフ・アングルがナザレ教会からアルガージュとして受け取った Saphora 村内の土地、およびナザレ市内の家屋、およびナザレ近郊のブドウ畑を譲渡			Rey, pp. 36-38 (=Regesta, no. 1242)
31	1256.1.	ヤッファ = アスカロ	ヤッファ	聖ヨハネ修道会	アスカロ防衛の送報として、土地を譲渡	De vasallis	マレシャルのゴージェ・エ・ディブラン、エティエンヌ・ド・ソーヴァン、ボードウアン・ド・ティーン、アニョラン・ド・トラジー、ボードウアン・ド・コルビー、ピエール・ラルマン	Paoli, 1, no. 130 (=Cartulaire, no. 2845; Regesta, no. 1245; Regesta Add., no. 1245)
32	1256.2.2.	ヤッファ = アスカロ	ヤッファ	聖ヨハネ修道会	アスカロ内複数の村々の譲渡	De vasallis	マレシャルのゴージェ・エ・ディブラン、エティエンヌ・ド・ソーヴァン、アニョラン・ド・トラジー、グレモン・ドリュク、ボードウアン・ド・コルビー、ピエール・ラルマン、ユーグ・ド・トライエ	Paoli, 1, no. 128 (=Cartulaire, no. 2853; Regesta, no. 1246; Regesta Add., no. 1246)
33	1257.1.15.	シドン = ボーフォール領主 ジュリアン	シドン	聖ヨハネ修道会	シドン領内複数の村々の譲渡	De hominibus Juliani	シドンのコネタブルのジャン・ド・ラ・トール、シドンのマレシャルのジャン・アルネ、フィリップ・ド・ボーフォール、エティエンヌ・ド・ソーヴァン、ゴージェ・エ・マカイル、ジョフロワ・ド・ヴィリエ、ジャン・ピサン、ジャン・ニバル、ジャン・ド・シャトー	Archives, no. 87 (=Cartulaire, no. 2852; Regesta, no. 1257; Regesta Add., no. 1257)
34	1257.8.10.	エルサレム王国のコネタブル 兼 バイのアルスール領主 ジャン・ディブラン	アッコ	アンコーナの護法官 (syndicus) にして 弁護官 (procurator) の ジョヴァンニ・デ・グアイド・ド・ビエンベーン・デ・ヴィダーレ	ティール領主フィリップ・ド・モンフォール、カエサレア領主ジャン・ラルマンやエルサレム領の護法官にして 弁護官 (syndicus et procurator) ignotie Hierosolymitane) のエティエンヌ・ド・ソーヴァンなどの同意の下、アッコのジェノヴァ領内にある教会・館・宿の所有を承認。もし戦争が生じた場合、50 人のアンコーナの兵士を提供するという条件の下で。		アルスール領主ジャン・ディブラン、カイファ領主ジャン・ド・ヴァランシエンヌ、ジャック・ド・マシテアル、ティボー・ド・ベッサン、シモン・ド・マランベック、ハリアン・アランド、エティエンヌ・ド・ソーヴァンたちが印璽を添える、 <u>量</u> 帝の権威によって 証書にして公証人であるアリオット・フガチヨが作成	Urkunden, no. 806 (=Paoli, 1, no. 132; Regesta, no. 1259)
35	1257.9.	アッコ司教フロレンティウスとドイト騎士修道会総長アン・フォン・ザンガー・アハワゼン	アッコ	アッコ司教とドイト騎士修道会	お互いの所有物の確認。文中に、カストゥルム・レギス内の家屋を、アッコ司教がブルジョワのプラシカンズ、イサンバール・ランベールに貸手していることが記される。			Strehle, no. 112 (=Regesta, no. 1260)
36	1259.10.25.	ナザレ大司教ヘンリクス	アッコ (聖ヨハネ修道会館)	聖ヨハネ修道会	ナザレ領内複数の村々の譲渡		皇帝の権威によって 証書にして公証人であるアリオット・フガチヨが作成	Paoli, 1, no. 136 (=Cartulaire, no. 2936; Regesta, no. 1282; Regesta Add., no. 1282)

37	1260.4.14.	アッコンの騎士ジャン・グ リフイ	アッコン	聖ヨハネ修道 会	副伯のアルヌール・ド・ペロン師 アラール・レ・モン・ド・ケール ト、ジョフロワ・ド・ティエリ、 ジャン・フイリッポ、アンリ・ド・ ラ・コキエール(以上、アッコンの聖 curiaの陪審たち)、アッコンの聖 ヨハネ修道会士のクラーフ、アリ オット・フグッチョの立ち会いの 下、相続財産を譲渡	jurati curiae	ブルジョワのピエール、ジャン・ローファン、ジ ルベール・ジャン、書記官ギヨーム・フランシヌス、 ギードット・ヴォワ、陪審にして公証人である アリオット・フグッチョが作成	Paoli, 1, no. 19 (=Chartes, no. 82; Cartulaire, no. 2949; Regesta, no. 1291; Regesta Add., no.1291)
38	1260.4.27.	アッコン教会の公証人ギ ヨーム・ド・カンブ	アッコン(教 皇特使の滞在 教会の館)	ヨサファ谷聖 母マリア修道 院の守護官 (<i>procurator</i>) のユーク・ ローマン	同修道院とヴェネツィア・ピア・ ジェノヴァの争いを調停する教皇 アレクサンデル4世の書状を確認			Delaborde, no. 51, 52 (=Regesta, no. 1292, 1293)
39	1262.1.17.	ナザレ大司教ヘンリクス	アッコン	聖ヨハネ修道 会	ナザレ領内の村落の売却。アッコ ンの curia も一部売却金を受け取 る。		教皇特使のアッコン教会司祭長ロベルトゥス師 ツコグムス師、助祭長ガムル、ナザレ教会助祭長 ギレルムス師、監獄長リカルド・ド・メッシーニ、教 皇特使の兄弟のジャン師、ボナン師、聖ヨハネ修 道会士シモン・ド・ベック、公証人のジャン・ド・ カナメメツツが作成	Paoli, 1, no. 141 (=Cartulaire, no. 3051; Regesta, no. 1314; Regesta Add., no. 1314)
40	1262.1.23.	陪審にして公証人のユーク・ ローマン	アッコン領 (ティエール領 主館・教皇特 使の宿)	ヨサファ谷聖 母マリア修道 院	教皇特使のベツレヘム司教トマス の立ち会いの下、かつてのティエ ール市民のロベール・ド・カエサレ アの息子のトマ・ド・カエサレア の証言とともに、家屋を譲渡			Delaborde, no. 54 (=Regesta, no. 1315)
41	1262.9.30.	公証人のジャック・ダッシ ジ	アッコン(教 皇特使の宿)	ヨサファ谷聖 母マリア修道 院とナザレ大 司教ヘンリク ス	教皇特使のベツレヘム司教トマス の立ち会いの下、両者の間の1/10 税徴収権などを巡る争いに対する 和解の承認			Delaborde, no. 55 (=Regesta, no. 1320)
42	1262.12.19. (CG)	ベツレヘム司教にして教皇 特使のトマス、ドイツ騎士 修道会総長代理のハルトマ ン・フォン・ヘルテロンク、 エルサレム国王のセネシャ ル兼パライのジョフロワ・ ド・セルジーズ、エルサレ ム国王のコネタブルのギ ヨーム・ド・トロソ	アッコン	聖ヨハネ修道 会とテンブル 騎士修道会	製粉場を巡る争いの調停	de militibus saecularibus	エルサレム王國のマレシャルのジャン・ド・ジアレ、 ティエリアのマレシャルのジャン・ドフローリ、 エティエンヌ・ド・ソーヴァン、ジャック・ヴィ ダル	Urkunden, no. 816 (=Paoli, 1, no. 142; Strehlike, no. 123; Cartulaire, no. 3045; Regesta, no. 1322; Regesta Add., no. 1322)
43	1263.2.12.	ヨサファ谷聖母マリア修道 院長ベートルスとナザレ大司 教ヘンリクス	アッコン(教 皇特使館)	ヨサファ谷聖 母マリア修道 院とナザレ大 司教ヘンリク ス	ヨサファ谷聖母マリア修道院長の 守護官にして護法官(<i>procurator et syndicus</i>)のユーク・ローマンに よって問題提起されていた、両者 の間の1/10税徴収権などを巡る 争いの和解		アッコン司教フロレンティウス、…、スカンダレ オン領主の陪臣ガルネール、ローマ教会に権威に よって書記官であるニココロ・デ・ハノルモが作 成	Delaborde, no. 55 (=Regesta, no. 1323)
44	1263.3.3. (CG)	ブランシユガール領主ラウ ル・ド・バイルート	アッコン	聖ヨハネ修道 会	教皇特使のエルサレム総大司教ギ レルムス2世および公証人ピエー ール・ド・シエーニエの立ち会 いの下、マルガトおよびその周辺の 村落を売却		ジョフロワ・ド・セルジーズ、…、通訳官ナセル、 通訳官バウル・ド・ラ・ブランシユガール、監審 ダリル、ボナン師、…、公証人のピエール・ド・シエ エーズが作成	Paoli, 1, no. 144 (=Cartulaire, no. 3213; Regesta, no. 1324; Regesta Add., no. 1324)

45	1264.9.16.	アッコンの市民のサリーバ	アッコン (聖 ヨハネ修道会 館)	聖ヨハネ修道 会	エルサレムの聖ヨハネ修道院長ト マス・マウス、ジャック・ド・メッ シナ、ボナヴェントゥーラ・デ・ フィリアーノ、浴場経営者ミ シェルの息子ピエール、証人の 甥のジョルジュ、マラン、被洗礼 者サリーバの立ち会いの下、自分 自身および家族の財産を譲渡 (文 中に聖母マリア教会で、使者 (servus) のアフメトとソフイア が洗礼を受けたとの文言)。マル セイユの陪審にして公証人のジ ラー・ボニーサンが作成。				Paoli, 1, no. 222 (=Cartulaire, no. 3105; Regesta, no. 1354; Regesta Add., no. 1334)
46	1265.3.14.	ヘブロン司教ベトリスと聖 ヨハネ修道会総長ユーク・ ド・ルヴェル	アッコン (総 大司教館)	ヘブロン司教 ベトリスと聖 ヨハネ修道会 総長ユーク・ ド・ルヴェル	アンテリオキヤ領内にある村落を 巡る争いに対する和解		…, 陪審グリル, ボナン師, 公証人ルノー		Archives, no. 1 (=Cartulaire, no. 3210; Regesta, no. 1357; Regesta Add., no. 1337)
47	1269.4.19.	アッコン副伯ユーク・ド・ アヂステル, およびアッコ ンの curia の陪審たち (ア ンリ・ド・ラ・コキール, ジェ ン・フィリップ, ジェアン・ ジョーランド, レーモン・ オド, ジョフロワ・ド・ティ ベリア, ピエール・ル・オ ベングル, シルク・ドゥ・シェ ステル, ジル・ド・ラ・コキ ール, アルトレル・フルトン, マルタン・ド・ヌヴァン, 料理人バルラン)	アッコン	聖ヨハネ修道 会のバイイの ユーク	王国のバイイであるジョフロワ・ ド・セルジーズの同意の下, 料理 人バルランが聖ヨハネ修道会に財 産を売却することを承認				Paoli, 1, no. 223 (=Cartulaire, no. 3354; Regesta, no. 1364; Regesta Add., no. 1364)
48	1269.11.	エルサレム国王兼キプロス 国王ユーク 3 世	アッコン	聖ヨハネ修道 会	ニコシア近くの土地を譲渡		フィリップ, デイブラン, ジャック・ディブラン, …, ピエール・ル・オンダール, バリアン・ド・ノヴァ ラ, フィリップ・ル・ピュフル		Paoli, 1, no. 148 (=Cartulaire, no. 3371; Regesta, no. 1368; Regesta Add., no. 1368)
49	1273.9.1.	アッコン副伯ピエール・ダ ミネ, およびアッコンのブ ルジョワのケールの陪審た ち (jures de la cort des bourgeois d'Acre; ジェアン・ジュール ダン, レーモン・オド, ジョ フロワ・ド・ティベリア, ピエール・ル・オンダール, マルク・ドゥ・シヤステル, ジル・ド・ラ・コキール, アンドレ・ル・フルトン, マルタン・ド・ヌヴァン, 料理人バルラン, 二頭の鷹 の「キヨーム, ユーク・ブ ランシヨン, キー・ド・ラン	アッコン	エルサレム国 王兼キプロス 国王ユーク 3 世	トマ・ド・ペローにアッコン内の 家屋を売却するのを承認			副伯の書記官 (escrivain) ピアンヌヴが作成	Notariat, no. app. 1-12

50	1274.10.14.	アッコン副伯ギョーム・ド・フロリー、およびアッコンの curia の陪審たち(ジャン・ジュールダン、レーモン・オド、ジョフロワ・ド・タイベリア、ピエール・ル・オベングル、マルク・ド・シャステル、ジル・ド・ラ・コキニール、アンドレ・ド・ブルトン、マルタン・ド・ヌフラン、総理人ベルラン、二議の重臣のギョーム・ユグ・ド・ランジョン、ギョーム・ド・ラン)	(アッコン)	(キプロス国王エーヴグ3世の家臣の)ニコラ・ド・ラ・モネーの未亡人の領主マルグリート	家屋をドイツ騎士修道会に譲渡することを承認	de dominis	…、経緯豊富な (peritus) 陪審のアルドラン・ド・フィレンツェ	Mas Latrie. 3, p. 677 (=Regesta, no. 1400)
51	1277.7.1. (CG)	エルサレム総大司教にして教皇特使のトマスをはじめとする高位聖職者たち、テンプル騎士修道会総長ギョーム・ド・ボー・ジュエ、聖ヨハネ修道会大管区長ニコラ、ドイツ騎士修道会大管区長コンラート・ビサのコンソーレのヤーコボ・デ・ルベイ、公証人バルトロメオ・デ・フィルモ、ティエール・ド・ロン頓主ジャン・ド・モンブフォール	アッコン (テンプル騎士修道会館)	ヴェネツィア	これまでの特権・所有物の承認	de civibus Acconis	ピエール・ド・ダリリア、布商人ジョフロワ、トマ・グラッス	Tafel-Thomas. 3, no. 369 (=Regesta, no. 1413)
52	1286.6.24.	エルサレム国王兼キプロス国王アンリ2世の特使長カニヤグ	アッコン (城門前)	アッコン城内のフランス国王の家臣たち	安全状態を維持することを約束		フリッツ・ド・ファン、金細工師メナール、ジャック・ラテラス、皇帝の機威の下に公証人たるファヴィラッチョ・デ・モンテラポリが作成	Chartes, no. 1 (=Regesta, no. 1465)
53	1286.10.16.	バルテルミー・ド・ビブルス	アッコン (司教館)	ドイツ騎士修道会	財産の返還を承認		アッコン教会宝物管理官ミカエル、騎士ジャック・ド・ラ・コレー、経緯豊富な (peritus) 陪審サンクトール・ド・メッソー、聖職者ベトルス・ストルネルス、「顔やギ」と呼ばれるジャン、酒商人のデュー、公証人バルテルミー (作成)	Regesta, no. 1467
54	1290.3.29.	エルサレム総大司教兼アッコン司教代理のニコラス	アッコン (司教館)	聖ヨハネ修道会とヴェネツィア	ヴェネツィアのアッコン・パイロのキリーニ・デ・サンジュリアーノ、および同じくコンソゾーリのエンリコ・コッフェッリとジョヴァンニ・バルバリーニの立ち会いの下、家屋を巡る争いについて聖ヨハネ修道会の所有権を承認		フェデリコ・ダレッシオ、聖マルコ教会の司祭アンドレアス、公証人マルコヴァルデイ、ヴェネツィアの学生マルコ、シエナ商人センソ・ボジオ、医師マテュー・師、公証人バルテルミー、皇帝の機威によって公証人であるバルトロメオ・デ・バガネッリ・デフィルモが作成	Cartulaire, no. 4084 (=Regesta Add., no. 1501b)

・表 1~3 の「発給年月日」欄の CG はクーリア・ゲネラリスを意味する。

・表 1~3 の「副署人」欄については、次のとおりとする。

人名：副伯もしくは城代

人名：陪審

人名：その時点では解らないが、陪審になったことのある者

まずは、ハッティーンの戦いまでの都市アッコンの行政について確認していくが、マイヤーの見解とは裏腹に、当該時期においてブルジョワの活動が確認できるのは一例のみであった〔表 1-2〕。1183/84 年に発給されたこの証書は、聖ヨハネ修道会総長ロジェ・デ・ムーランがブルジョワのピザンソンにアッコンの家屋を売却したことを承認するものである。その副署人リストには、アッコン副伯ジルベール・ド・フローリからティール副伯ベルナル・ド・タンブルまでの騎士たちに続く形で、末尾にブルジョワのオド・ド・ラ・コキールの名が確認され、最後に「国王の陪審たち (jurati regis)」と記されている。この一例から考えられるのは、アッコンでは騎士たちが *curia regis* という場の中核をなしており、ごく一部のブルジョワがそこに加わっていた、という都市行政のあり方である。その背景として考えられるのは、エルサレム総大司教を始めとする様々な権力・権威が存在した都市エルサレムとは異なり、アッコンでは国王のより直接的な支配・統制が可能であったこと、また、王家内部の権力闘争の場となった都市エルサレムとは異なり、アッコンでは「ブルジョワ・エリート」層を形成する必要もなく、陪審を任命する必然性もなかった、ということである。ともかくも、少なくとも前期エルサレム王国の都市アッコンにおいて、我々は法書史料の描くような会議体の姿を到底見ることはできない。そして、このような傾向は、後期エルサレム王国においてロンバルディア戦争が勃発する 1231 年まで確認することができる〔表 1-3~9・11〕。

ただし、ブルジョワによる都市行政への関与は連続性を持っていたわけではなく、アンリ・ド・シャンパーニュの統治期〔表 1-3~5〕、マリアの統治期〔表 1-6~8〕、フリードリヒ 2 世の統治期〔表 1-9〕の、しかも比較的統治の初期段階に偏りを見せる。王権強化を志向していたエメリーおよびジャン・ド・ブリエンヌの統治期⁽⁷⁾におけるブルジョワの都市行政への関与は、いまだ王権が不安定な時期における特徴であった、と想定することを可能にする。また、マリアの統治期に「国王の公証人 (*notarius regis*)」が初めて現れることも注目されるべきであるが〔表 1-7〕、その背景には同様のことがあったのであろう。

この期間に都市行政に関与するブルジョワ個人に目を向けてみよう。まず、アンリ統治期において活動したのは、ニコラ・ド・ラ・コキールとギー・アンセルムの二名である。前者については、その姓からして貝類を中心とした海産物を扱う商人であったと推測され

⁽⁷⁾ Grandclaude, M., *Étude critique sur les Livres des Assises de Jérusalem*, Paris, 1923, p. 46 f.; Id., "Classement sommaire des manuscrits des principaux livre des assises de Jerusalem", *Revue historique de droit français et étranger*, sér. 4, 5, 1926, pp. 419-424; Id., "Caractere du 《Livre au Roi》", *Revue historique de droit français et étranger*, sér. 4, 5, 1926, pp. 308-314; Greilsammer, M. (éd.), *Le livre au Roi*, Paris, 1995, pp. 83-86; Id., "Structure and Aims of the Livre au Roi", Kedar, B., Mayer and Smail, R. (eds.), *Outremer: Studies in the History of the Crusading Kingdom of Jerusalem*, Jerusalem, 1982, pp. 218-226.

る。彼が、前期エルサレム王国において唯一確認することのできたブルジョワのオド・ド・ラ・コキールと親族関係にあったのか、それとも単なる同業者であったのかは不明である。ただし、同じ姓を持つ者がしばしば都市行政に関与していたことから〔表 1-13・14・17・38・48・50・51〕、ラ・コキールを姓に持つ集団は長期にわたって都市アッコンにおけるブルジョワの名門であり続けた、と考えられよう。もう一人のギーについては、マリア期に現れるアンドレ・ド・ヴィエンヌ〔表 1-8〕や、フリードリヒ 2 世期に登場するピエール・ド・ソーヴァン〔表 1-9〕と同様に、後に陪審という肩書きを得ることになること以外に、何も分らない。最後にもう一人、ニコラ・アンセルム〔表 1-10・11〕は、恐らくはギー・アンセルムと親族関係にあったと思われる。彼に特徴的なのは、有力ブルジョワの代表として、神聖ローマ皇帝フリードリヒ 2 世への使節団に加わっていたことである〔表 1-10〕。このことが、彼とフリードリヒ 2 世との関係を培ったのであろう。彼は、ロンバルディア戦争期には、皇帝側の証書に副署人として現れるばかりでなく〔表 1-11〕、後に皇帝の家臣となる〔表 1-18〕。このように、後期エルサレム王国における力源の分散・分裂が、再びブルジョワに社会的上昇の余地を与えたのである。

2. ロンバルディア戦争期

そのロンバルディア戦争期において、アッコンの都市行政は必然的に二分された。同戦争は、1242 年 4 月 25 日にフリードリヒ 2 世の息子、コンラート 4 世が成人することで終焉を迎えたが⁽⁸⁾、その間の都市行政に関する証書は、皇帝側のものが四通〔表 1-11・15・18・19〕、反皇帝側（アッコン・コミュニオン側）のものが五通〔表 1-12・13・14・16・17〕となる。あくまでも国王としての権限を有する皇帝側では、「国王のクーリア（curia regia）」における証書内容の正当化とそれに対する権威付けは、従来型のやり方で十分であった。その一方で、反皇帝側にとっては工夫が必要であった。それは、「アッコンのクーリア（curia Acconensi）」という場における、副伯および「アッコンのクーリアの陪審たち（jurati curiae Acconensis）」の立ち会いの下で証書を発給する、というものであった〔表 3-7-13・14〕。従って、一見すると法書史料に描かれるクール・デ・ブルジョワのような会議体は、緊急事態の中で現れたと言えるのである。しかし、1235 年に発給された聖母

⁽⁸⁾ かつて P・ジャクソンは、ロンバルディア戦争の終結、すなわちコンラートの成人を 1243 年 4 月 26 日のこととしたが、D・ヤコービーはそれを 1242 年 4 月 25 日と修正した。Jackson, P., "The End of Hohenstaufen Rule in Syria", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, 59, 1986, pp. 20-36（以下、"Hohenstaufen" と略記）；Jacoby, D., "The Kingdom of Jerusalem and the Collapse of Hohenstaufen Power in the Levant", *Dumbarton Oaks Papers*, 40, 1986, pp. 83-101.

マリア・ラティーナ修道院長ロベルトゥス証書において、「アッコンのクーリア (curia Acconensi)」で審議されたにもかかわらず、教会関係者の立ち会いしか認められないことから〔表 1-16〕, 「アッコンのクーリア」をクール・デ・ブルジョワに相当するものと同視することはできない。あくまでも、「アッコンのクーリア」は、「国王のクーリア」を用いることのできない反皇帝派にとっての審議の場以上のものではなかった、と考えられるのである。なお、この時期において、一例のみであるが「アッコン副伯の公証人 (notarius vicecomotis Acconensis)」が顔を出すこともここに付け加えておこう〔表 1-12〕。

ロンバルディア戦争は、反皇帝派がやや優位という形で、1235 年頃には膠着状態に入ると(9)。このような状況の中で、皇帝側にも公証人と陪審が現れることとなる〔表 1-19〕。なお、1229～44 年までの間に一時的に回復された都市エルサレムにおいて、1235 年に一通の証書が出されており、そこには「エルサレムのクーリア (curia Hierosolymitana)」において、立会人としての(皇帝派の)城代および副伯、および副署人としての「陪審たち (judices)」が現れるが〔表 1-1〕, ここに我々は、都市エルサレムにおける陪審制の伝統ではなく、あくまでも皇帝派と反皇帝派の対立という当時の特別な状況を見て取るべきであろう。

いずれにせよ、都市アッコンにおいては、ロンバルディア戦争期によりやく陪審が登場することとなる。では、それはその後に陪審制として定着することとなったのであろうか。

3. ロンバルディア戦争後

コンラート 4 世の成人をもってロンバルディア戦争は終焉したが、例えばエルサレム城代も経験した皇帝家臣のボードゥアン・ド・ピキニーは、終戦後もアッコンの都市行政に関与し続けた〔表 1-21・22・23〕。彼が証書史料から姿を消すのと入れ替わる形で、アッコン副伯が再び現れることから、教皇庁との対立が決定的になる 1244 年まで、フリードリヒ 2 世はエルサレム王国の統治に力を入れ続けたと思われる。このことは、1240 年代では、陪審という肩書きを持つのがサントル一名のみであることから裏書きされよう〔表 1-24〕。聖王ルイによる一回目の十字軍を挟んで、その後に都市行政に関わる証書が現れるのは、1253 年を待たねばならない。

エジプトにおいて捕虜となった聖王ルイは、多額の保釈金を支払って解放された後の 1250 年 5 月 6 日から、フランス王国に帰郷するためにアッコンを離れた 1254 年 4 月 24 日まで、十字軍国家に留まってその立て直しを図った。その内の一つが都市行政体制の整備

(9) Jackson, "Hohenstaufen", p. 29.

であったことは、表 1-25・26 が物語っている。我々は、ここに再び副伯と陪審という形の都市統治体制の姿を見ることができる。そして、史料の数こそ多くはないものの、このような体制は 1260 年代まで維持されたようである〔表 1-37・47〕。ただし、この時期に見られる特徴の一つとして加えることができるのは、陪審という称号を付与することができるのは必ずしも公権力に限られなくなった、ということである。クーリアの陪審には含まれないが、陪審の肩書きを持つルネ〔表 1-26・28〕やグリル（・ド・メッシーナ）〔表 1-39・44・46〕は恐らくは聖ヨハネ修道会が、ジラル・ボニーザン〔表 1-45〕はマルセイユが抱える陪審であった。このような者たちの存在は、国王不在という状況下において、陪審の力源が国王以外の勢力にも分散したことを示す。

さて、マイヤーがこの時期を、公証人制度の導入という点をもって、クール・デ・ブルジョワの改革期と見なしていることは、先に触れたとおりである。ただし、それが制度であったかどうかという点については、注意が必要である。結局のところ、この時期に活動の痕跡を残す公証人はアリオット・フグッチョがほとんどを占め、かつそもそも彼は陪審でもあった〔表 1-25・26・28・29・34・36・37〕。他にも公証人が存在したことは確認されることから〔表 1-39・44・45〕、確かに都市行政の中において、文書作成という技能を持つ公証人が重宝されるようになったことは間違いない。しかし、例えば表 1-43 が示すように、都市行政の中において公証人が制度として定着したとは言い難いのである。

それよりもむしろ目を引くのは、この時期に「護法官（syndicus）」や「弁護官（purocurator）」という肩書きを持つ者が現れることである。中でも際立つのが、エティエンヌ・ド・ソーヴァンである。彼は、1244 年の証書の副署人リストでは二人の騎士の間に位置し〔表 1-22〕、1245 年の証書の副署人リストでは、副伯とブルジョワの間に位置しており〔表 1-24〕、果たして彼が騎士であったのか、それともブルジョワであったのか定かではない。いずれにせよ、彼は、1256 年までにはヤッファ＝アスカロン伯ジャン・ディブランの家臣となっており〔表 1-31・32〕、その後、1257 年の初頭までにはシドン＝ボーフォール領主ジュリアンの家臣となっていた〔表 1-33〕。そして、同年の 8 月までには、「エルサレム領の護法官にして弁護官（syndicus et procurator sgnoriae Hierosolymitanae）」という肩書きを得た〔表 1-34〕。アンコーナ側が用意した護法官・弁護官に対応するための措置として、法に長けたエティエンヌがエルサレム王国側の護法官・弁護官に任命されたのであろう。そして彼は、最終的には 1262 年の *curia generalis*⁽¹⁰⁾ に「世俗騎士（milites saeculari）」の一

⁽¹⁰⁾ *curia generalis* については、拙稿「エルサレム王国における騎士修道会の発展—会議・集会の分析を中心に—」『史林』81 巻 4 号、1998 年、127～135 頁、を参照されたい。

員として列席するまでになった〔表 1-42〕。公証人と同様に、法に関する特別なスキルが、エティエンヌを都市行政に関与せしめ、そしてその社会的上昇を可能にしたと考えられるのである。

もう一人、護法官・弁護官の肩書きを持つのが、ユーグ・ローマンである。彼の場合は、明らかにヨサファ谷聖母マリア修道院お抱えの護法官・弁護官であり、かつ陪審にして公証人でもあった〔表 1-38・40・43〕。まさに万能なユーグという個人を抱えることで、同修道院は安心することができたのであろうが、このことは、やはり公証人と同様に、護法官・弁護官も必ずしも制度として定着していたわけではない、ということを物語っているのである。

マイヤーが 1274 年をクール・デ・ブルジョワから公証人制度への転換期と見なしていることも先に触れたが、最後にこの点について確認してみよう。彼がクール・デ・ブルジョワの終焉と見なしているのが、表 1-49・50 の事例である。確かに、これ以降においては副伯と陪審からなる会議体の存在は確認されない。しかし、ここで注意しなければならないのが、表 1-49・50 のいずれの証書もキプロス国王ユーグ 3 世が関わったものだということである。

1268 年 3 月 28 日、バイバルスがヤッファを占領した後に、ユーグ 3 世はエルサレム王国へとやって来て様々な立て直しを行おうとした。まずはティール領主のフィリップ・ド・モンフォールとヴェネツィアとの対立を収め、聖サバス戦争の中で駆逐されていたジェノヴァ勢力を呼び戻し、同年 5 月にはアンティオキアを占領していたバイバルスと休戦協定を締結した（その後間もなくして、この協定は破棄されることとなるが）。そして、同年 10 月 29 日、エルサレム王位にあったホーエンシュタウフェン家のコンラート・ディンが処刑されたことを受けて、ユーグはエルサレム王位を要求した。自身の祖母が、かつてのエルサレム国王イザベルとその三番目の夫アンリ・ド・シャンパーニュの間の子である、という血統を根拠にしてのことであった。そこに、対抗馬が現れた。同じイザベルと四番目の夫であるエメリー・ド・リュジニャンとの間に生まれたメリザンドを母とする、マリー・ダンティオシュであった。テンプル騎士修道会がマリーを支持するなどして、意見は二つに分かれた。約一年間の議論を重ねた結果として、1269 年 9 月 29 日にユーグはエルサレム国王として戴冠された。しかし、マリーは諦めなかった。1270 年にはシチリア島へ赴いてシチリア国王シャルル 1 世・ダンジュー（カルロ 1 世・ダンジョ）の支持を取り付けた上で、教皇庁に訴え続けた。最終的には 1277 年 3 月 18 日、マリーからエルサレム王位継承権を購入したシャルルは、代理人としてルッジェロ・ディ・サンセヴェリーノを東方

に派遣し、ユーグ3世をキプロス島へと退去させたのであった。ユーグが抱えていたのは、王位を巡る争いという問題だけではなかった。休戦協定を破棄したバイバルスの勢いは止まらず、1271年4月8日には堅牢な要塞クラック・デ・シュヴァリエが陥落するなど、十字軍国家は再び危機的な状況にあった。当然のことながら、ユーグはエルサレム国王として事態に対処せねばならなかったが、キプロス王国の封建家臣たちは、国外への従軍を拒否した。1272年4月にユーグとバイバルスは再び休戦協定を締結したが、一年の間に四ヶ月だけ国外でも戦うという形で従軍拒否問題が解決するのは、1273年の春を待たねばならなかったのである⁽¹¹⁾。

上の二通の証書は、このような状況下で発給されたものである。従って、国王が陪審を任命する背景には、王権の不安定さがあったということがここからも確認される。そして、このことは、シャルル・ダンジューの統治期以降になると、法書史料の描くような会議体がまったく確認されなくなることからも裏書きされる。彼がエルサレム王国に対してどのような政策を展開したのかについては、バイイのルッジェロを派遣して強権的な統治を行おうとしたこと以外にはよく分かっていない。しかし、ほぼ同じ時期の1278年にアカイア侯位を獲得したシャルルはバイイとしてガレラン・ティヴィリを派遣し、そのガレランは自身の職務遂行の第一歩としてプロトヴェスティアリオス（徴税官）以下の役人たちを一新した、ということがギリシア語版の『モレア年代記』に記されている⁽¹²⁾。恐らくはエルサレム王国においても同様の中央集権的な政策を展開したのであろう。そして、中央集権を志向するシャルルにとって、陪審は不要であったと考えられるのである。さらにこのことは、いわゆるシチリアの晩鐘に代表されるアラゴン王家との対立の中でエルサレム王国での影響力を弱めたアンジュー家の勢力を、1285年にバイイのオド・ド・ポワレシアンを武力によって駆逐することで抑えることに成功した上で、アッコンへの凱旋を果たしたキプロス国王アンリ2世にも当てはまるであろう⁽¹³⁾。公権力が十分な力を持つとき、陪審は都市行政の表舞台からその姿を消してしまうのである。

以上、証書史料の分析から判明したことは、次のようにまとめることができる。確かに、我々は証書史料の中に、法書史料が描くクール・デ・ブルジョワのような会議体の姿を見つけることはできる。しかし、それが制度として定着していたと見なすことはできない。基本的に、複数の陪審が立ち会う会議は、苦境に立たされた公権力の下で開催された。ま

⁽¹¹⁾ これらの状況については、Hill, G., *A History of Cyprus*, 2, Cambridge, 1972, pp. 160-178; Edbury, P., *The Kingdom of Cyprus and the Crusades, 1191-1374*, Cambridge, 1991（以下、*Cyprus*と略記）, pp. 90-96, を参照。

⁽¹²⁾ Schmitt, J. (ed.), *The Chronicle of Moreato (Chronikon tou Moreos)*, London, 1904, v. 7819-7954.

⁽¹³⁾ Edbury, *Cyprus*, pp. 96-98.

た、陪審がその肩書きを得る力源も様々であった。この点においては前期エルサレム王国における都市エルサレムも同様であったが、異なる点は、後期エルサレム王国の都市アッコンでは、様々な力源を背景に持つ陪審たちが、一つの会議体に集約されることがなかった、ということである。このことは、ロンバルディア戦争を契機として公権力が分散化し、その結果として都市行政がモザイク化した、と考えることを可能とする。このような状況に対して、聖王ルイは、恐らくはエルサレム王国において伝統的であると考えられていた形で、すくなくとも在地の都市住民たちを尊重する形で、都市行政の整備を図った。しかし、それも彼の帰仏後まもなく、陪審以外の肩書きを持ち、エルサレム王国外部の権力をも含む様々な力源を持った者たちが都市行政の世界の中で重宝されるに及んで、形骸化の兆しを見せていくこととなる。このように見てくると、キプロス国王ユーグ3世の開催した「クール・デ・ブルジョワ (la cort des bourgeois d'Acre)」は〔表 1-49〕、公証人や護法官・弁護士といった言わば外来種に対する、陪審の最後のあがきであったのかもしれない。

II. 都市エルサレム・アッコン以外のエルサレム王国の都市行政

ジャン・ディブランはその法書の第 270 章において、エルサレムとナブルスとアッコン (以上、王領)、ヤッファとアスカロン (以上、ヤッファ＝アスカロン伯領)、ラムラ (ラムラ領)、イブラン (イブラン領)、ティベリアとサフェド (以上、ガリラヤ侯領)、シドンとボーフォルール (シドン＝ボーフォルール領)、カエサレア (カエサレア領)、ベッサン (ベッサン領)、モン・リアルとケラック (モン・リアル＝ケラック領)、ヘブロンとベツレヘムとイェリコとベトギベリン (ヘブロン領)、ブランシュ・ガール (ブランシュ・ガール領)、リッダ (リッダ司教領)、アルスールとサバツシアとマルルとシャトー・ペルラン (アルスール領)、カイファ (カイファ領)、カイモン (カイモン領)、ナザレ (ナザレ大司教領)、シャトー・ド・ロワ (ジョスラン伯領)、スカンダレオン (スカンダレオン領)、ティール (ティール領)、トロネ (トロネ領)、バニヤス (バニヤス領)、ニムロドとシャトー・ヌフ (ニムロド領)、ペイルート (ペイルート領) の計 36 のエルサレム王国領内の町にクール・デ・ブルジョワが設置された、と記している⁽¹⁴⁾。そして、J・プラワーをはじめとする多くの研究者たちがこの記述をそのままに受け入れてきたこともすでに拙稿で指摘したとおりであり、かつそこにおいては、法書史料の描く会議像はもはや前提とさ

⁽¹⁴⁾ Beugnot, A. (éd.), “Livres de Jean d'Ibelin”, *Recueil des historiens des croisades lois*, 1, Paris, 1841, chap. 270.

れる価値を失っている⁽¹⁵⁾。従って、我々に必要であるのは、証書史料に記されるブルジョワに関する情報を、法書史料とはまた異なる文脈で解釈することである。しかし、都市エルサレムおよびアッコンを除く町におけるブルジョワに関する情報で証書史料から得られるものは非常に乏しく、わずか八例のみであった（表2）。サンプルとしては少ないが、可能な限りの考察を行ってみよう。

まず取り上げるのは、ナブルスの事例である〔表2-1〕。ナブルスは国王直轄領であることから、拙稿で確認した都市エルサレムの状況や、前章で確認した都市アッコンの状況と照らし合わせると、ナブルスもアッコンと同様に、1180年代になってようやくブルジョワの都市行政への関与が見られること、ただし陪審の任命を必然とするには至らなかったことが確認される。なお、ナブルスはハッティーンの戦い以降、フランク人の手に戻ることはなかった。

王領以外の町において、証書史料の中でブルジョワの活動が確認される最も古い例が、1147年9月に発給されたラムラ司教ロゲリウス証書である〔表2-2〕。同司教は、1107年から1144年までの長期にわたって国王発給証書に副署人として現れる人物である⁽¹⁶⁾。逆に言えば、彼は1144年を最後に国王証書から姿を消してしまうのであるが、その背景にはボードゥアン3世とメリザンドとの対立があったと考えられる。ここで問題となる証書がこの対立時に発給されていることを併せて考えると、一時的に王権という後ろ盾を失った彼は都市行政を行うに際してブルジョワを含む「俗人（de laicis）」の立ち会いを必要とした、という解釈が可能となる。

同じラムラ領内ではあるが、1167年に領主のボードゥアン（・ディブラン）が発給した証書については〔表2-3〕、1164年発給のバイルート領主イザベル証書、および1167年発給のカエサレア領主イザベル証書と併せて考えることができそうである〔表2-4・5〕。というのも、いずれも「国王サークル」形成期であるアモーリーの統治期の事例となるからである。この三つの中で、最も説明を付けやすいのがイザベル発給証書についてである。イザベルはカエサレア領主ユークの妻であったが、ユークは1158年から1168年にかけて、絶え間なく国王証書に副署人として登場する人物であった。すなわち、メリザンドとボー

⁽¹⁵⁾ 拙稿「ブルジョワ」67～90頁。

⁽¹⁶⁾ *Urkunden*, no. 32 (=Chartes, no. 1; *Regesta*, no. 52; *Regesta Add.*, no. 52); *Urkunden*, no. 52 (=Cartulaire, no. 28; *Regesta Add.*, no. 68a); *Urkunden*, no. 64 (=Delaborde, no. 6; *Regesta*, no. 80); *Urkunden*, no. 86 (=Chartes, no. 6; Rozière, no. 45; Bresc-Bautier, no. 27; *Regesta*, no. 91); *Urkunden*, no. 135 (=Paoli, 1, no. 17; *Cartulaire*, no. 116; *Regesta*, no. 164; *Regesta Add.*, no. 164); *Urkunden*, no. 138 (=Chartes, no. 17; Rozière, no. 33; Bresc-Bautier, no. 34; *Regesta*, no. 174); *Urkunden*, no. 210 (=Chartes, no. 26; Rozière, no. 34; Bresc-Bautier, no. 38; *Regesta*, no. 226).

表2 エルサレム王国領のブルジョワたち（エルサレム・アッコンを除く）

都市名	整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分	副署人	典拠
ナブルス（王領）	1	1187.1.-6.	ナブルス副伯アモリー	ナブルス	ヨサファ谷聖母マリア修道院	同修道院と3人のナブルス住民（皮革職人ベルナル、ウード・ダスカル、面粧師ジョルジュ）との間におけるナブルス領内の村落を巡る争いの和解	de burgensibus Neapolitanis	聖母マリア修道院長ベトルス、同修道院アスカル地区長ベルナルドウス 大石工 B. C. ダスカル、面替商 C	Kohet, no. 49 (=Regesta Add., no. 657d)
	2	1147.9.	ラムラ（=リッダ）司教ロゲリウス	ラムラ	聖ラザロ修道院	領内の村落の1/10 税の半分を譲渡	de laicis	司長コンスタンティヌス、司祭バルドウィヌス、司祭ギレバレストウス、司祭アユランドウス、司祭ヨルダヌス、助祭エウグス ゲルフェ、ノルマン、副伯ジェラール、ゴージェ、ド・マホメリア	Marsy, no. 4 (=Regesta, no. 246)
ラムラ	3（=表3-6-1）	1167	ラムラ = ミラベル領主ボードウアン	ラムラ	聖ヨハネ修道会	ベルフォールにある村落を売却	de burgensibus Hierosolymitanis	服屋ベルナル、ギヨーム・アルナール、タシクレディ、ジェラール・デサンキエイ ジャン・レーモン、ギヨーム・バトロ、ギヨーム・ドラ、ボグン、ピエール・マニニ、ド・カラン、ウィー、セールの騎士ルヴェル、アナール、ド・ビュール、ボードウアン・ド・ロハス、ジャン・ド・ウランシエンヌ、ワルタ、ニジエ、ギョー・ド・ラ、ボードウアン・ド・リスボン	Paoli, 1, no. 171 (=Cartulaire, no. 371; Regesta, no. 433; Regesta Add., no. 433)
ペイルート	4	1164.3.18.	ペイルート領主ゴージェイ、プリスバール	ペイルート	聖ラザロ修道院	ブドウ畑の所有を承認			Marsy, no. 21 (=Regesta, no. 395)
カエサレア	5	1167.10.	カエサレア領主イザバール	カエサレア (Curia juratum)	聖ヨハネ修道会	ブドウ貯蔵庫を売却		ピエール・ド・サンジェルマン、ユーク・トウエル、面粧師エルベール、アガラン、スピタル、ピルブラン、酒産業者バルテルミ、ジャン・フランソワ、領主のセネシャルのユーク	Archives, no. 27 (=Regesta, no. 432)
カイファ	6	1201.5.	カイファ領主クリスティーズ	カイファ	聖ヨハネ修道会	村落を譲渡	jurati de Cayphas	書記官ギヨーム、ロベール・エルファン、ロアン、ルノー・ド・フィナム、ジャン・マニジ、ボナワール、アッコン副伯ユーク・ベラン、フィリップ・モリサン、クラランバール・ド・ヴィコンタ、エリア・ド・ナザレ	Paoli, 1, no. 86 (=Cartulaire, no. 1146; Regesta, no. 784; Regesta Add., 784)
シドン	7	1254.9.22.	シドン領主ジュリアン	ロベール村（シドン領内）	聖ヨハネ修道会	ロベール村を譲渡		シドンのコネタブルのジャン・ド・トウール、	Paoli, 1, no. 124 (=Cartulaire, no. 2693; Regesta, no. 1220; Regesta Add., no. 1220)
							（聖ヨハネ修道会領）	騎士ギヨーム・プリオン、騎士ジャン・アンセルム、監書のガルネール	
アルスール	8	1261.5.1.	アルスール領主ジャン・ディラン		聖ヨハネ修道会	次に挙げるアルスール領主の家臣たち (vassalli) が聖ヨハネ修道会に出ることを承認。ジャン・ド・コーケリー、ディマンジュ・ダルスール、ジャン・ド・マルガト、オド・ド・スルキー、ジャン・ダルスール、ジャン・ド・シブラン、ラウル・ド・メルル、ギョーム・ダルスール、職人ピエール、副伯エティエンヌの息子のジェルヴァーヌの妻、アダム、ブライム（イブラーヒム）の息子、ジャックの息子の代わりとしてジャンヌ、アントワーズ・シヤベレの相続人たち、アララン師、ピエール・ド・ビオーヴェ、酒倉官ギヨーム、書記のバルテルミー、書記のジャン、ロベール師、料理人ヴァサルの相続人たち、料理人ペルトラン、司祭リナール。彼らの権利については、ジャン・ド・ソラージョーの息子であるマレシヤルのギヨームの息子、監書フィリップによって記録されている。		ジャン・ド・コーケリー、オド・デ・モンヌ、アルスール城代ディマンジュ、ジャン・ド・マルガト、ジャン・ダルスール	Paoli, 1, no. 140 (=Cartulaire, no. 2985; Regesta, no. 1302; Regesta Add., no. 1302)

ドゥアン 3 世との対立期においても両方の発給する証書に姿を現し、またボードゥアン 3 世からアモーリーの統治期にかけて連続性を持って国王との結び付きを示す数少ない人物の一人であった⁽¹⁷⁾。1167 年、彼はアモーリーに従ってエジプト遠征に参加し、その過程において Templar 騎士修道会士ジョフロワ・フーシェとともに使節としてファティマ朝のカリフの下に派遣されるも、サラフッディーン軍勢に捕らえられてしまった⁽¹⁸⁾。妻イザベルが先の証書を発給したのは、まさにこの時のことであった。

次に、ラムラ＝ミラベル領主ボードゥアン・ディブランについて見てみよう。カエサレア領主ユグとは異なり、彼はエジプト遠征に従軍した痕跡を残さない。一般的に、ディブラン家とエルサレム国王家とは密接な関係にあったことが強調されがちであるが、ここで国王発給証書におけるボードゥアン・ディブランの現れ方を確認してみよう。彼が初めて国王証書に登場するのは 1155 年 2 月 11 日にヤッファ＝アスカロン伯時代のアモーリーが発給した証書においてであり、1184 年、すなわちボードゥアン 5 世期まで、国王サークルの主要な構成員の一人であったことは解る。しかし、よく見てみると、彼が国王証書に現れる頻度を高くするのはボードゥアン 4 世統治期においてであり、アモーリー統治期においては、1168 年以降に発給された三通の証書にしか登場しないことが解る⁽¹⁹⁾。すなわち、1160 年に発給されたボードゥアン 3 世証書に副署人として登場してから 1168 年まで、

⁽¹⁷⁾ *Urkunden*, no. 196 (=Marsy, no. 16; *Regesta*, no. 338); *Urkunden*, no. 232 (=Paoli, 1, no. 30; *Cartulaire*, no. 225; *Regesta*, no. 293; *Regesta Add.*, no. 293); *Urkunden*, no. 233 (=Chartes, no. 35; Rozière, no. 56; Besc-Bautier, no. 41; *Regesta*, no. 299); *Urkunden*, no. 237 (=Chartes, no. 33; Rozière, no. 52; Besc-Bautier, no. 40; *Regesta*, no. 307); *Urkunden*, no. 238 (=Chartes, no. 34; Rozière, no. 53; Besc-Bautier, no. 42; *Regesta*, no. 309); *Urkunden*, no. 244 (=Paoli, 1, no. 34; *Cartulaire*, no. 258; *Regesta*, no. 325; *Regesta Add.*, no. 325); *Urkunden*, no. 254 (=Paoli, 1, no. 50; *Regesta*, no. 344); *Urkunden*, no. 258 (=Chartes, no. 36; Rozière, no. 54; Besc-Bautier, no. 45; *Regesta*, no. 354); *Urkunden*, no. 260 (=Paoli, 1, no. 36; *Cartulaire*, no. 296; *Regesta*, no. 355; *Regesta Add.*, no. 355); *Urkunden*, no. 263 (=Strehlke, no. 3; *Regesta*, no. 366); *Urkunden*, no. 264 (=Rozière, no. 99; Besc-Bautier, no. 87; *Regesta*, no. 368); *Urkunden*, no. 282 (=Rozière, no. 59; Besc-Bautier, no. 46; *Regesta*, no. 300); *Urkunden*, no. 308 (=Marsy, no. 22; *Regesta*, no. 397); *Urkunden*, no. 309 (=Chartes, no. 39; Rozière, no. 144; Besc-Bautier, no. 135; *Regesta*, no. 400); *Urkunden*, no. 311 (=Müller, no. 9; *Regesta*, no. 412); *Urkunden*, no. 312 (=Paoli, 1, no. 197; *Cartulaire*, no. 344; *Regesta*, no. 413; *Regesta Add.*, no. 413); *Urkunden*, no. 313 (=Archives, no. 21; *Cartulaire*, no. 348; *Regesta*, no. 416; *Regesta Add.*, no. 416); *Urkunden*, no. 314 (=Le Roulx, Chartes, no. 2); *Urkunden*, no. 316 (=Regesta Add., no. 422a); *Urkunden*, no. 327 (=Müller, no. 11; *Regesta*, no. 449).

⁽¹⁸⁾ Willermus Tyrensis Archiepiscopus, "Historia rerum in partibus transmarinis gestarum", *Recueil des historiens des croisades occidentaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844, Lib. 19, Cap. 17-19, 25, 29, 30.

⁽¹⁹⁾ *Urkunden*, no. 283 (=Marsy, no. 15; *Regesta*, no. 303); *Urkunden*, no. 258 (=Chartes, no. 36; Rozière, no. 54; Besc-Bautier, no. 45; *Regesta*, no. 354); *Urkunden*, no. 362 (=Paoli, 1, no. 201; *Cartulaire*, no. 463; *Regesta*, no. 514; *Regesta Add.*, no. 514); *Urkunden*, no. 374 (=Strehlke, no. 8; *Regesta*, no. 548); *Urkunden*, no. 407 (=Paoli, 1, no. 66; *Cartulaire*, no. 558; *Regesta*, no. 572; *Regesta Add.*, no. 572); *Urkunden*, no. 409 (=Archives, no. 50; *Regesta*, no. 577); *Urkunden*, no. 410 (=Strehlke, no. 10; *Regesta*, no. 579); *Urkunden*, no. 420 (=Archives, no. 55; *Cartulaire*, no. 582; *Regesta*, no. 593; *Regesta Add.*, no. 593); *Urkunden*, no. 435 (=Paoli, 1, no. 71; *Cartulaire*, no. 645; *Regesta*, no. 618; *Regesta Add.*, no. 618); *Urkunden*, no. 437 (=Strehlke, no. 17; *Regesta*, no. 625); *Urkunden*, no. 438 (=Strehlke, no. 16; *Regesta*, no. 624); *Urkunden*, no. 453; *Urkunden*, no. 571 (=Paoli, 1, no. 63; *Regesta*, no. 553).

彼は国政の場から遠ざけられていた、ということになる。その理由は定かではないが、エジプト遠征を巡る見解の違いが国王との関係を一時的に悪化させたものと推察される。いずれにせよ、ボードゥアンが問題の証書を発給したのは、このような状況の下においてであった。

最後にペイルート領主ゴートイエ・ド・ブリスバールについて見てみるが、結論を先に言うと、彼の場合もボードゥアンと同様の背景を抱えていた。彼が国王発給証書に登場するのは1125年と古いが、その頻度を高くするのは1144年以降、すなわちボードゥアン3世の統治期においてであった。最終的には1179年まで彼は国政への関与の痕跡を残すが、その間に大きな空白期間がある。それは、ボードゥアン3世統治期末期の1161年から、アモーリー統治期末期の1173年の間である⁽²⁰⁾。やはり、理由は定かではない。メリザンド・アモーリーとボードゥアン3世との対立時に後者を支持した彼は、国王即位後のアモーリーとの関係修復をうまくできなかったためであろうか。

ここで問題としている三通の証書からは、時期的に見るとボードゥアン3世からアモーリーの統治期に形を整えていった都市エルサレムの都市行政のあり方が、その他の都市にも波及していったかのようにも見える。しかし、その背後にあった状況を見てみると、公権力の基盤が揺らいだ時期においてのみ、領主たちはブルジョワの力を必要とした、と考えざるをえないのである。加えて、カエサレアの事例において陪審にブルジョワを組み入れたのは、保釈金の捻出という経済的問題も重なった結果として考えられよう。

以上のような傾向は、1201年に発給されたカイファ領主クリスティヌ発給証書においても見出すことが可能となる。その夫であるカイファ領主ロアールが国王証書への副署人として初めて登場するのは、1198年、すなわちキプロス国王エメリー・ド・リュジニャンがエルサレム王位に就いた初年度のことであった⁽²¹⁾。しかし、その後においては、1205年にエメリーが死去するまでの間、ロアールが国政の場で活動した痕跡は見られなくなる。

⁽²⁰⁾ *Urkunden*, no. 93 (=Tafel-Thomas, no. 40; *Regesta*, no. 105; *Regesta Add.*, 105); *Urkunden*, no. 210; (=Chartes, no. 26; Rozière, no. 34; Bresc-Bautier, no. 38; *Regesta*, no. 226); *Urkunden*, no. 233 (=Chartes, no. 35; Rozière, no. 56; Bresc-Bautier, no. 41; *Regesta*, no. 299); *Urkunden*, no. 258 (=Chartes, no. 36; Rozière, no. 54; Bresc-Bautier, no. 45; *Regesta*, no. 354); *Urkunden*, no. 260 (=Paoli, 1, no. 36; *Cartulaire*, no. 296; *Regesta*, no. 355; *Regesta Add.*, no. 355); *Urkunden*, no. 263 (=Strehlke, no. 3; *Regesta*, no. 366); *Urkunden*, no. 282 (=Rozière, no. 59; Bresc-Bautier, no. 46; *Regesta*, no. 300); *Urkunden*, no. 354 (=Strehlke, no. 6; *Regesta*, no. 496); *Urkunden*, no. 374 (=Strehlke, no. 8; *Regesta*, no. 548); *Urkunden*, no. 405 (=Paoli, 1, no. 65; *Cartulaire*, no. 550; *Regesta*, no. 562; *Regesta Add.*, no. 562); *Urkunden*, no. 413 (=Strehlke, no. 11; *Regesta*, no. 587).

⁽²¹⁾ *Urkunden*, no. 609 (=Strehlke, no. 34; *Regesta*, no. 733); *Urkunden*, no. 610 (=Kohler, no. 57; *Regesta Add.*, no. 740b); *Urkunden*, no. 612 (=Paoli, 1, no. 189; *Cartulaire*, no. 1032; *Regesta*, no. 743; *Regesta Add.*, no. 743); *Urkunden*, no. 613 (=Mas Latrie, 2, p. 24; *Regesta*, no. 747).

彼が再び活動の足跡を残すのは、1206年に発給されたマリア証書をはさんで⁽²²⁾、彼がエルサレム国王としての戴冠を支持したジャン・ド・プリエンヌ⁽²³⁾の統治期においてである⁽²⁴⁾。1201年の時点でロアル自身に何があり、どこにいたかは解らないが、ここで問題となっているその妻が発給した証書において、「カイファの陪審たち (jurati de Cayphas)」の中に、アッコン副伯のユグ・ベルランが含まれていることは注目に値する。直属封主であるエメリーの発給した証書に、ユグが登場することはない。また、前節で確認したように、王権の強化を求めたエメリーの統治期は、王都アッコンにおける市政活動が停滞していた時期であった。ここに、ロアルやユグといった一部の者たちと、国王エメリーとの間に大きな溝があった、ということを見い出すことは難しくない。

最後に残りの二例について見てみよう。1254年の事例には、ここに現れる陪審ガルネールが聖ヨハネ修道会の抱える人物であったことから、アッコン以外の町においても都市行政のモザイク化が進行していたことを確認できる〔表2-7〕。また、いわゆるアルスールの一括売却を記す1261年の証書からは、やはりアッコン以外の町においても、陪審には公証人としての技能も求められていたことを確認できよう〔表2-8〕。

III. アンティオキア侯国およびトリポリ伯国における都市行政

1. アンティオキア侯国

エルサレム王国と同様に、アンティオキア侯国でも法書、『アンティオキアの法書』が作成された⁽²⁵⁾。現在、我々が参照することのできる法書は、次のような経緯を持つ。アルメニア国王は、13世紀初頭より血縁関係に基づく形で侯国の継承権を主張していたが⁽²⁶⁾、同世紀後半、アンティオキア侯国がバイバルスによって占領された後(1268年)に、ア

⁽²²⁾ *Urkunden*, no. 645.

⁽²³⁾ *Eracles*, liv. 31, chap. 1.

⁽²⁴⁾ *Urkunden*, no. 626 (=Chartes, no. 50; Rozière, no. 145; Bresc-Bautier, no. 179; *Regesta*, no. 853); *Urkunden*, no. 629 (=Regesta, no. 855; *Regesta Add.*, no. 855); *Urkunden*, no. 630 (=Delaborde, no. 46; *Regesta*, no. 857; *Regesta Add.*, no. 857); *Urkunden*, no. 633 (=Strehlke, no. 50; *Regesta*, no. 899); *Urkunden*, no. 635 (=Paoli, 1, no. 212; *Cartulaire*, no. 1526; *Regesta*, no. 892; *Regesta Add.*, no. 892); *Urkunden*, no. 638 (=Regesta, no. 930; *Regesta Add.*, no. 930); *Urkunden*, no. 639 (=Strehlke, no. 53; *Regesta*, no. 934; *Regesta Add.*, no. 934); *Urkunden*, no. 640 (=Strehlke, no. 55; *Regesta*, no. 940); *Urkunden*, no. 641 (=Strehlke, no. 57; *Regesta*, no. 953). なお、彼の活動の痕跡の最後は、1233年にアッコン・コミュニティ側の有力者たちが発給した証書となる。*Urkunden*, no. 786 (=Regesta, no. 1047).

⁽²⁵⁾ La société Mekhithariste de Saint-Lazare (éd.), *Assises d'Antioche reproduites en français et publiées au sixième centenaire de la mort de Sempad le connétable, leur ancien traducteur arménien*, Venise, 1876. (以下、*Assises d'Antioche* と略記)

⁽²⁶⁾ 詳細については、Cahen, C., *La Syrie du nord à l'époque des croisades et la principauté franque d'Antioche*, Paris, 1940 (以下、*Syrie* と略記), pp. 596-623, を参照。

ルメニア国王ヘトゥム 2 世の弟パパロンのコネタブルであったスンバトが、フランス語でまとめられていた侯国の法をアルメニア語に翻訳したのである。同法書は二部構成の体をなしており、第一部の「オート・クール・の法」は全 17 章、第二部の「ブルジョワの法」は全 21 章から成っている。

この法書を含めた様々な史料の綿密な分析を行うことによってアンティオキア侯国の諸相を解明した C・カエンも、ブルジョワに関する項目を設けている。彼の視線は、アンティオキア侯国におけるブルジョワの統治形態の起源論に注がれることとなり、法書史料の区分のみを根拠として彼が導き出した結論は、それはシチリアでもフランスでもなく、エルサレム王国の影響を強く受けたものである、ということであった。ここで彼は、クール・デ・ブルジョワという用語は用いずとも、アンティオキア侯国においても、大枠ではオート・クールとクール・デ・ブルジョワという二つの会議体が存在していたということを示唆している⁽²⁷⁾。しかし、この結論がジャンの書の描くクール・デ・ブルジョワ像を前提としてしまっている点で大きな問題を含むことは、これまでも述べてきた通りである。

同じ問題は、同侯国におけるブルジョワ統治という点をより詳細に検討した T・アスブリッジにも当てはまる。彼は、アンティオキア侯国の場合は都市行政の中核が、副伯ではなく公 (dux) にあり、そこにビザンツ帝国の影響を見ることでカエンの説を退けた。しかし彼も、1130 年頃までの状況を記す、アンティオキア侯ボエモンド 2 世の尚書官を務めていたゴーティエによる記述、すなわち、1115 年にボエモンド 2 世のセネシャルであったルッジェロがアンティオキア公ラルフと協議した後に、ラルフがルッジェロの意向について「副伯 (vicecomes), 長官 (praetor), 伝令使たち (praecones), および陪審たち (krites)」と協議したという記述に基づき⁽²⁸⁾、やはりジャンの書の描くようなクール・デ・ブルジョワがアンティオキア侯国にも存在したということを前提として捉えているのである⁽²⁹⁾。都市行政の中核という点に関しては、そもそも『アンティオキアの法書』の第二部第 15 章において、ブルジョワに関する審議の場は、侯のバイイもしくは公のクールであったことが明記されていることから、アスブリッジの見解の妥当性が確認される⁽³⁰⁾。ただし、カエンとアスブリッジは証書史料に向き合うことがなかった、という点で共通の問題点を持つ。

しかし、アンティオキア侯国に関する証書史料をよく見てみると、我々はそのに陪審どころかブルジョワの存在すらも確認することはできない。我々が確認できるのは、公を核

⁽²⁷⁾ Cahen, *Syrie*, pp. 549-555.

⁽²⁸⁾ Hegenmeyer, H. (Hrsg.), *Galterii Cancellarii Bella Antiochena*, Innsbruck, 1896, Lib. 1, Cap. 2.

⁽²⁹⁾ Asbridge, T., *The Creation of the Principality of Antioch, 1098-1130*, Woodbridge, 2000, pp. 189-194.

⁽³⁰⁾ *Assises d'Antioche*, liv. 2, chap. 15.

とした騎士階級に属するものたちの主導する都市行政の姿のみである⁽³¹⁾。このことは、アンティオキア侯国では、ブルジョワ層は基本的には被支配者としての域を出ることがなく、有力諸侯の家産役人になるなどして都市行政に関与するような「ブルジョワ・エリート」が形成されるには至らなかった、という結論以外の何ももたらさないのである。

確かに、表3に挙げたように、一見するとアンティオキア侯国においてもブルジョワによる都市行政への関与があったかのようなものである〔表3-2・3〕⁽³²⁾。しかし、いずれの証書も、アンティオキア侯がトリポリ伯を兼任して以降のものであり、かつそこに現れるブルジョワは都市トリポリの住民であり、アンティオキア侯国の出身者ではない。従って、上記のアンティオキア侯国に関する結論が変わることはない。では、トリポリ伯国の状況は、どのようなものであったのだろうか。

2. トリポリ伯国

上に見てきたように、従来のアンティオキア侯国史研究では、エルサレム王国で作成された法書史料を援用したことが、侯国における都市行政のあり方についての誤った認識へと導いてしまったわけであるが、同じような呪縛はトリポリ伯国研究にも見られる。そもそも、まとまった形では唯一のトリポリ伯国史の研究書とも言えるJ・リシャールの成果は、カエンのアンティオキア侯国史研究の成果を受けることから出発している。その上でリシャールが導き出した一つの結論は、トリポリ伯国もアンティオキア侯国と同様の統治形態を持ったこと、その背景には、そもそも13世紀以降においてトリポリ伯とアンティオキア侯が兼任されることが端的に示しているように、トリポリ伯国がアンティオキア侯国と密接な関係を築いていたことがあった、ということである⁽³³⁾。

そして、都市行政のあり方という点についても、リシャールはトリポリ伯国とアンティオキア侯国との類似性を確認する。まず彼は、法書史料の残されていない（もしくは作成されることのなかった）トリポリ伯国においても、エルサレム王国やアンティオキア侯国と同様に、オート・クールとクール・デ・ブルジョワとの二つの会議体が存在したことを前提とする。ただし、公を都市行政の中心としたアンティオキア侯国とは異なり、トリポ

⁽³¹⁾ 例えば、Tafel-Thomas, no. 46 (=Regesta, no. 197); Paoli, 1, no. 198 (=Cartulaire, no. 437; Regesta, no. 493; Regesta Add., no. 493); Archives, no. 42 (=Regesta, no. 550); Archives, no. 66 (=Regesta, no. 757), など。

⁽³²⁾ なお、表3には、一例のみを確認することのできたエデッサ伯国の事例も挙げておいた〔表3-1〕。しかし、この一例のみからの考察は難しいので、エデッサ伯国については検討の外に置いたことを、ここに断っておきたい。

⁽³³⁾ Richard, J., *Le cometé de Tripoli sous la dynastie toulousaine (1102-1187)*, Paris, 1945 (以下、cometéと略記), pp. 26-43.

表3 エルサレム王国領以外の町のブルジョワたち

(1) エデッサ伯国

都市名	整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分	副署人	典拠
エデッサ	1	1141	エデッサ伯ジョラン2世	エデッサ	聖ヨハネ修道会	村落の譲渡・承認		コネタブルのロジェ、マレシヤルのユベール、城代のイシムバール、アルドゥ・ベル・ド・シローアン、エルベール、ビエール・ド・ティレット、ギヨーム・ド・タエシー、商人ビュヴォ、ベルナール・ベルアール、ジラール・ペード	Paoli, 1, no. 19 (=Cartulaire, no. 137 ; Regesta, no. 206 ; Regesta Add., no. 206)

(2) アンティオキア侯国

都市名	整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分	副署人	典拠
アンティオキア	2	1189.4.	アンティオキア侯ボエモンド3世	ティール	ジェノヴァ	援助の見返りとして、アンティオキア・ラオデケア・ガブルにクーリアを持つことを承認(ただし、殺人・窃盗の案件は除く)		アンティオキアのセネシヤルのジェルヴァーズ・ド・サルマニス、ジャン・パスカル、トリボリのサイーヌ	Imperiale, 2, no. 184 (=Regesta, no. 680)
	3	1199.4.	アンティオキア侯ボエモンド3世	ティール	ジェノヴァ	上の再承認		トリボリ司教アイメリクス、アンティオキアのセネシヤルのジェルヴァーズ・ド・サルマニス、ジャン・パスカル、トリボリのサイーヌ	Regesta, no. 753

(3) トリボリ伯国

都市名	整理番号	発給年月日	発給者	発給地	対象	概要	区分	副署人	典拠
トリボリ	4	1125.12.28.	トリボリ伯ボンスム	エルサレム	聖ヨハネ修道会	巡礼山中の町や村落の所有を承認		伯ボンスム、その妻でフランス国王(フィリップ1世)の娘のセシル、ボンスム・ド・フッソワ、ジラール・ド・ワッセル、ボンスム・アンゼルム、副伯バルトラム・ギヨーム・ド・サンジュスト、職人ギヨーム・ジュエール・リール、ピエール・アモリー、ボンスム・ド・スーラ	Paoli, 1, no. 9 (=Cartulaire, no. 79 ; Regesta, no. 108 ; Regesta Add., no. 108)
	5	1139.12.	トリボリ伯レーモン2世		タボール山修道院	村落を譲渡		トリボリ伯レーモン、…、ボンスム・ド・スーラ、ボンスム・ベルナル、伯のマキステス・ド・アルベール(バツレヘム教会監事委員)、ジラール・ゼロ、セネシヤルのアリエネル、レーモン・アルナル、ガメラリウスのライナール	Paoli, 1, no. 18 (=Cartulaire, 2, no. 7 ; Regesta, no. 191 ; Regesta Add., no. 191)
	6	1139	トリボリ伯女セシル		巡礼山修道院	製粉場を譲渡		トリボリ司教バルドウス、…、オモエデ	Rozière, no. 92 (=Bresc-Bautier, no. 80 ; Regesta, no. 192)
	7	1140.1.	トリボリ伯レーモン2世	(トリボリ)	聖墳墓教会	これまでの特権・所有物の承認		コネタブルのルノー、…、サクソワ、ボンスム・ド・スーラ、ジュエール・リール、ダビデルのアリエネル、レーモン・ランベール、ボンスム・ジラール、エティエンヌ・モナーク、尚書官オトランヌス	Rozière, no. 93 (=Charles, no. 23 ; Bresc-Bautier, no. 82 ; Regesta, no. 193)

8	1140.12.	トリポリ伯レーモン2世	(トリポリ)	聖墳墓教会	これまでの特権・所有物の承認		コネタブルのルノー、…、ボンズ・ド・スーラ、プリュネール、ジェラル・リール、エティエンヌ・モナーク、尚書官オトランヌス	Rozière, no. 94 (= Chartes, no. 24; Besc-Bautier, no. 81; Regesta, no. 198)
9	1142	トリポリ伯レーモン2世	トリポリ	聖ヨハネ修道会	城塞などの譲渡・売却	de burgensibus	トリポリ司教ゲラルドウス、…、コネタブルのルノー、…、その他すべてのバロンたち ボンズ・ド・スーラ、ジェラル・リール、ボンズ・ジュール、エティエンヌ・モナーク、レーモン・ランペール、ギヨーム・ローラン、ビエール・ジェルバール、金細工師パロンド、ブルジョワのフィリップ、ビエール・アンドレア	Archives, no. 7 (= Cartulaire, no. 144; Regesta, no. 212; Regesta Add., no. 212)
10	1142.12.25.-1143.8.31.	トリポリ伯レーモン2世	トリポリ	聖墳墓教会	(ブルジョワの)ギヨーム・ド・スーラがトリポリ内の家屋を売却するのを承認		コネタブルのレーモン、…、ジェラル・リール、ダビュエルのプリュネール、レーモン・ランペール、ボンズ・ジュール、エティエンヌ・モナーク、尚書官オトランヌス	Rozière, no. 95 (= Besc-Bautier, no. 83; Regesta, no. 217)
11	1142.12.25.-1143.8.31.	トリポリ伯レーモン2世	トリポリ	聖墳墓教会	これまでの特権・所有物の承認		コネタブルのレーモン、…、ジェラル・リール、ダビュエルのプリュネール、レーモン・ランペール、ボンズ・ジュール、エティエンヌ・モナーク、尚書官オトランヌス	Rozière, no. 97 (= Besc-Bautier, no. 85; Regesta, no. 218)
12	1145.1.	トリポリ伯レーモン2世	トリポリ	タポール山修道院	家屋を譲渡		「文無し」のユーグ（後にアンティオキアのコネタブルに）、…、ボンズ・ド・スーラ、ジェラル・リール、ボンズ・ジュール、エティエンヌ・モナーク、レーモン・ランペール、ビエール・ジェルバール、レーモン・アルナル、ゴージェル・ド・アトラン、ビエール・ド・ヴァール、「神がお与えになった司祭の司祭」ギヨーム・ローラン、「コミュニティの司祭」ビエール・ド・ザルツ、ギヨーム・ラスアール、「コミュニティの司祭」ベルナル（作成）	Cartulaire, no. 2833 (= Regesta, no. 233; Regesta Add., no. 233)
13	1145	トリポリ伯レーモン2世	トリポリ	聖ヨハネ修道会	村落などの売却	de burgensibus	トリポリ司教ゲラルドウス、…、コネタブルのルノー、… ボンズ・ド・スーラ、ジェラル・リール、ボンズ・ジュール、エティエンヌ・モナーク、レーモン・ランペール、ギヨーム・ローラン、ビエール・ジェルバール、レーモン・アルナル、フィリップ・ボレニア、フィリマン、レーモン・カタラン、レーモン・ニジエ、アルヌール・トラン、ビエール・アンドレア、ビエール・ド・サンジェルマン、ビエール・ド・モンフェラ、アルナル・ド・ランベスク、レーモン・ガスク、ビエール・ド・シャトスワフ、ゴージェル・エ・ティモネール、ジルベール、伯の尚書官ベトルス	Paoli, 1, no. 23 (= Cartulaire, no. 160; Regesta, no. 236; Regesta Add., no. 236)
14	1151	アルメザンド・シャトースワ		聖ヨハネ修道会	トリポリ伯レーモン2世の同意の下、村落を譲渡		トリポリのコネタブルのアルノー・ド・クレスト、…、ボンズ・ド・スーラ、ギヨーム・リール、トリポリ副伯ギヨーム・デュジャック、ビエール・ド・モンフェラ、レーモン・ランペール	Paoli, 1, no. 194 (= Cartulaire, no. 199; Regesta, no. 270; Regesta Add., no. 270)
15	1170. (29.-12.18.)	エルサレム国王アモリー	(トリポリ)	聖ヨハネ修道会	トリポリ領内における援助の見返りとして、城塞および村落を譲渡		トリポリ司教グナンドウス、…、トリポリ副伯ギヨーム・アルベル・モンニヤック、ボンズ・ド・スーラ、レーモン・ド・スーラ、リデル、گران・ダルクシュ	Urkunden, no. 346 (= Paoli, 1, no. 51; Cartulaire, no. 411; Regesta, no. 477; Regesta Add., no. 477)

							de barinibus terrae Hierosolymitanae	バリアン殿…	
16	1171	主昇天教会長ベルナルドゥス	アッコン			かつてポンス・ド・スーラがガリラヤ領内に所有していた土地などを譲渡			Paoli, 1, no. 188 (=Cartulaire, no. 422; Regesta, no. 492; Regesta Add., no. 492)
17	1174.12.	トリポリ伯レーモン3世				これまでの特権・所有物の承認など		トリポリ司教ロモヌス、…、ルスタン・ド・サンモンタン、ギヨーム・ペレンガール、ピエール・ド・リュジニヤン、レーモン・ド・モントリ、ギヨーム・ド・コウモン、ジャン・ド・スレー、ギヨーム・ド・フォリス、その兄弟のB. ベルトラン・ボンタデュール、ボドワアン・ローマン、ピエール・バルナル、アリバル・ド・モンニヤック、レーモン・ド・ケール、ギヨーム・フィルマン、ジャック、ギヨーム・ピド、シャイフのシモン、シャイフのジヨルジュ、シャイフのマファ	Paoli, 1, no. 54 (=Cartulaire, no. 467; Regesta, no. 519; Regesta Add., no. 519)
18	1174	ビブルス領主ユーク	(トリポリ)			トリポリ伯レーモン3世の同意の下、村落を譲渡		伯レーモン、…、製粉業者オジェ、アンリ・ド・ビブルス、レーモン・ド・ビブルス、サイース、ギヨーム・カタラン	Paoli, 1, no. 167 (=Cartulaire, no. 458; Regesta, no. 520; Regesta Add., no. 520)
19	1175	<u>トリポリ副伯ジェン</u>	トリポリ			相続財産から年10ペザントを寄進		ポンス・ド・スーラ、レーモン・ド・スーラ、サイース殿、ギヨーム・カタラン、ローラン・ドーリア、ポンス・ボス、ギヨーム・ド・ベッサン、ギヨーム・ダンタイオシュ	Archives, no. 36 (=Cartulaire, no. 482; Regesta, no. 527; Regesta Add., no. 527)
20	1177.10.	トリポリ伯レーモン3世	(トリポリ)			カストゥルム・ルブルムおよび周辺の村落を譲渡		ビブルス領主ユーク、…、ギヨーム・ペレンガール、アルベール・ド・ランゴロール、ジャン・ド・スーラ、レーモン・ド・スーラ、レーモン・コンスタンティーン、ピエール・モナーク、サイース、ユーク・モロシニー、尚書官マタエウス (作成)	Paoli, 1, no. 170 (=Cartulaire, no. 519; Regesta, no. 549; Regesta Add., no. 549)
21	11179.8.9.	トリポリ伯レーモン3世	ビサ			トリポリ内の家屋の所有を承認		ビブルス領主ユーク、…、レーモン・ド・スーラ、レーモン・コンスタンティーン、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ、バントース・ベック、ヴァリスキーール (ビサ人の) アッコンのコンソールのピビントー、(ビサ人の) プレバーノ…	Müller, no. 15 (=Regesta, no. 585)
22	1181.3.	トリポリ伯レーモン3世	(トリポリ)			土地の所有の承認		ビブルス領主ユーク、…、 <u>現トリポリ副伯ジェール</u> 、アルベール・ド・ランゴロール、ギヨーム・ペレンガール、ギヨーム・トゥール、ジャン・ド・スーラ、「文無しの」ユーク、サイース、レーモン・コンスタンティーン、ジャン・ド・ラ・モネータ、ユーク・モロシニー、尚書官マタエウス (作成)	Paoli, 1, no. 70 (=Cartulaire, no. 596; Regesta, no. 602; Regesta Add., no. 602)
23	1182	ユーク・プロエール	(トリポリ)			トリポリ内の倉庫の売却		トリポリ副伯ジラール・ド・モントリーク、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ、ギヨーム・カタラン、ジャン・ビュルファラシユ、ローラン・ド・ベゼルミア、ギヨーム・イサール	Archives, no. 60 (=Cartulaire, no. 620; Regesta, no. 620; Regesta Add., no. 620)

24	1182	リエルダ	(トリボ リ)	ピサ	トリボリ内の家屋を売却		トリボリ副伯ジラル・ド・モントリーヴ、ギヨーム・ド・カルヴォモン、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ、ギヨーム・カタラン、ジャン・ピュルファラシユ、ユーク・マウレリーニ、フランカルド、マルカの兄弟のジャン・ジョルジュ、エティエンヌ・ド・マムーリ、ギードエシユ	Müller, no. 20 (=Regesta, no. 621)
25	1184.6.	トリボリ伯レーモン3世	(トリボ リ)	聖ヨハネ修道会	Channaleam の町を譲渡		トリボリ司教ヨハネス、…、ピブルス領主ユーク、…、副伯ジラル・ベルナル・ド・ラ・モネータ、「文無」のユーク、アンタラン、サイース、レーモン・コンスタンティーン、ジャン・ド・ラ・モネータ、ピエール・ジラル、レーモン・エルマンゴード、尚書官マタエウス (作成)	Paoli, I, no. 75 (=Cartulaire, no. 676; Regesta, no. 637; Regesta Add., no. 637)
26	1185.12.	トリボリ伯レーモン3世	(トリボ リ)	聖ラザロ修道院	トリボリの市場からの収益から年20ペザンの譲渡		ピブルス領主ユーク、…、副伯ジラル、サイース、レーモン・コンスタンティーン、ジャン・ド・ラ・モネータ、アルナール師、尚書官マタエウス (作成)	Marsy, no. 30 (=Regesta, no. 645)
27	1187.8.	トリボリ伯レーモン3世	トリボリ	ピサ	自由交易権を承認		レーモン・ド・ピブルス、…、副伯ジラル、タルマート・ド・ウアラキア、サイース、レーモン・コンスタンティーン、ジャン・ド・ラ・モネータ、フィリップ・ヴェロクス、バンディエス・ベック、ギヨーム・カタラン、ギヨーム・フィルマン、フランカルド、…、尚書官マタエウス (作成)	Müller, no. 22 (=Regesta, no. 662)
28	1196.8.8.	アンティイオキア侯兼トリボリ伯ボエモン3世	(トリボ リ)	聖ヨハネ修道会	トリボリに持つこれまでの特権の承認		アレバン・ポトロン、…、副伯レーモン、副伯ベルトラン、ジョフロワ・タサンティ、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ	Regesta, no. 731
29	1198.8.21.	アンティイオキア侯兼トリボリ伯ボエモン3世		聖ヨハネ修道会	アッコンの家屋の購入を承認		ブレバン・ポトロン、…、レーモン・ド・フェツト、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ、オモード、炭屋ベルラン、ピエール・ジラル、フランカルド、ジャン・ヴィヴィアン、職人ジル、ラモン・ハッロ	Paoli, I, no. 211 (=Cartulaire, no. 1031; Regesta, no. 742; Regesta Add., no. 742)
30	1199.5.6.	トリボリ伯ボエモン3世		ギヨーム・ド・マルル	ガレー軍船保有の承認		ギョー・ピブルス、…、サイース、ジャン・ド・ラ・モネータ、炭商人ベルラン	Regesta, no. 754
31	1199.8.26.	アンティイオキア侯兼トリボリ伯ボエモン3世		ピサ	ピサに対する自分自身および市民たちによる損害の賠償、および特権・裁判権の承認		トリボリ司教ラウレンティウス、…、副伯ベルトラン、ギヨーム・ド・ピブルス、ベルナル・ド・ラ・モネータ、炭商人ベルラン、オモード、ユーク・ド・ランベスク、ジャン・ジョルジュ、エティエンヌ・アレクサンデル、ジャン・ヴィヴィアン、ジョスラン、レオナル・パスカル	Müller, no. 49 (=Regesta, no. 758)
32	1203.12.	アンティイオキア侯兼トリボリ伯ボエモン4世	アンティ イオキア	ジェノヴァ	これまでの特権などの承認		ピブルス領主ギョー、…、サイース、エティエンヌ・アレクサンデル、ジャン・サクリ、トマ・サクロン、バルテルミー・サクリ、オモード、「侯の尚書官 (princeps cancellarius)」ジャン・ド・コルボニオ師 (作成)	Regesta, no. 792

33	1241.11.18.	アンティオキア総大司教にして教皇特使のアルベルトウス	マルガト領主ルノー	トリポリ(司教館)	アンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド5世と聖ヨハネ修道会	アッコン港およびトリポリの市場からの取益徴収権を巡る争いの調停	de capitulo Antiocheno de capitulo Tripolitano de militibus et vassallis principis de fratribus Templi de fratribus Hospitalis de Praedicatoribus de Minoribus fratribus de Beaumont fratribus de burgensibus Tripolis	ティベリア司教兼アンティオキアの尚書官ガウフリードウス、ボトロロン領主の息子のジャン・モイスス師、… トリポリ教会助祭長兼アンティオキア教会聖堂参事会員ウベルトウス師、アンティオキア教会およびトリポリ教会聖堂参事会員アンドレアス師、… ボトロロン領主B、トリポリのコンネタブルのトマ・ド・ハム、…、 <u>トリポリ副伯ギヨーム</u> 、… 大管区長ピエール・ド・サンローマン、… マレシャルのギヨーム・ド・シャートヌーフ、… ロベルトウス・デ・トリポリ、… トマス、… ジャン・ド・ランベ、ローラン・ヴィヴィアン、ボナコール・キスモン、ガラシ、ハルトレーム・ロアール	Paoli, 1, no. 118 (=Cartulaire, no. 2280 ; Regesta, no. 11102 ; Regesta Add. no. 1102)
34	1181.12.1.	マルガト領主ルノー	マルガト	マルガト	聖ヨハネ修道会	村落の譲渡	Domini	ルノーの息子のペルトラン、モレル師(作成者)、ユエグ・ルー、マルタン・ド・ナザレ、エティエンヌ・ド・ハラシ、修道士ジャン・ド・タンブル、ルノーのブルジョワのドロ、ジョルジュ師	Archives, no. 59 (=Cartulaire, no. 631 ; Regesta, no. 609 ; Regesta Add., no. 609)
35	1182.1.1.	マルガト領主ルノー	マルガト	マルガト	聖ヨハネ修道会	ロギアの譲渡		エメリー・ド・デヴィッツラ、エティエンヌ・ド・ハラシ、マルガト蔵代サカリア、マルタン・ド・ナザレ、ボエドゥアン、ド・ラン、ヨーム・ド・シカルダン、ニケフォロス、アダム、ブルジョワのドロ	Paoli, 1, no. 73 (=Cartulaire, no. 623 ; Regesta, no. 612 ; Regesta Add., no. 612)

マルガト

参考資料 アンティオキア侯とトリポリ伯

アンティオキア侯	トリポリ伯
1098 ボエモンド 1 世	1102 レーモン・ド・サンジル 1105 アルフォンス・ジュルダン 1109 ベルトラン
1111 ボエモンド 2 世	1112 ポンス
1130 コンスタンツ (～1163)	1137 レーモン 2 世 1152 レーモン 3 世
1136 レーモン・ド・ボワティエ (～1149)	
1153 ルノー・ド・シャティヨン (～1160)	1187 レーモン 4 世 1189 ボエモンド (4 世)
1163 ボエモンド 3 世	
1201 ボエモンド 4 世	
1216 レーモン・ルベン (アルメニア王家)	
1219 ボエモンド 4 世 (復位)	
1233 ボエモンド 5 世	1233 ボエモンド 5 世
1252 ボエモンド 6 世	1252 ボエモンド 6 世
1275 ボエモンド 7 世	1275 ボエモンド 7 世
1287 ルシー (～1299)	1287 ルシー (～1299)

リ伯国では副伯を中心としていたことから、後者のほうがエルサレム王国の都市行政のあり方により近似していたことも、リシャルは指摘している⁽³⁴⁾。以下で具体的に検証していくように、確かにトリポリ伯国に関連する証書の中には、アンティオキア侯国とは異なり、幾人かのブルジョワの存在を確認することができる。しかし、その際に注意すべきなのは、リシャルのように法書史料の像を前提として、その痕跡を証書の中に求めていくような作業を行ってはならない、ということである。この点に留意しつつ、証書史料の分析に入っていこう。

史料の上で、都市トリポリのブルジョワが初めて登場するのが、1125 年に発給されたトリポリ伯ポンス証書においてである〔表 3-4〕。職人ギヨームの他に、1142 年および 1145 年に発給された証書からブルジョワであったことが確認される〔表 3-9・13〕、ジェラル・リールとポンス・ド・スーラが副署人として現れる。この証書がエルサレムで発給されていることから、これらのブルジョワたちは伯に随行する家産役人であったと考えられる。この証書自体は都市行政に関するものではないが、ジェラルとポンスの両名が、概

⁽³⁴⁾ Richard, *cometé*, pp. 71-82.

して宮中職保有者であるダピフェルのブリュネールなどよりも上に位置する形で、都市行政においても活動していたことは、少なくない数の証書が物語るところである〔表 3-5・7・8・10・11・14〕。そして、これらの証書は、次のことも教えてくれる。1130 年代から 1150 年代にかけて、都市トリポリの行政は伯の宮中職保有者および家産役人によって担われていた、ただし、副伯を核とするものではなかった、ということである。すなわち、1150 年代までは、トリポリ伯が家産役人たちを活用しながら都市トリポリの直接的な管理を行っていた、ということである。

しかしその一方で、1140 年代に現れる変化も見逃してはならない。上に記したように、そもそもジェラルムやポンスがブルジョワであったことは、表 3-9・13 の証書から知ることができるが、そこに「ブルジョワたち (de burugensibus)」という区分が設けられていること、加えて、そこに多数のブルジョワたちが副署していることは、都市トリポリでは 1140 年頃にブルジョワ人口の増加の結果としてブルジョワ層という社会層が形成され、そして彼らの意向を伯も軽視することができなくなっていた、ということである。その背景の一つとして考えられるのが、ザンギーとヌールッディーン親子による脅威である。かつて拙稿で詳述したように、1140 年代、トリポリ伯領の辺境防衛は、事実上、騎士修道会に委ねられていった⁽³⁵⁾。しかし、それは同時に伯の支配圏と経済基盤の縮小を意味する。このような状況の中で、伯レーモン 2 世はブルジョワたちに都市行政の門戸を開放する選択を取ったのであろう。そして、表 3-12 からトリポリではそのようなブルジョワたちが主導する社会空間を「共同体 (commune)」と呼んでいたことも解る。ただし、それは「自治」を意味したのではない。伯は、ブルジョワたちの筆頭にポンスとジェラルムを置くことで、あくまでも都市行政の統制を堅持しようと試みていたのである。

しかし残念ながら、このような変化がその後どのような変遷を辿ったのか、我々は知ることができない。というのも、トリポリ伯レーモン 3 世は、1164 年 8 月から 1174 年の長期にわたって、イスラーム勢力の捕虜となっていたからである。その間のトリポリの都市行政を垣間見させてくれるのは、伯のバイイとしてのエルサレム国王アモリーが 1170 年に発給した一通の証書のみである〔表 3-15〕。その副署人欄の序列を見ると、長らくブルジョワの筆頭として都市行政を支えていたポンスが、エルサレム王国の証書によく見られるような形で副伯の下に位置しているのである。すなわち、この段階において都市トリポリの都市行政のあり方はリセットされてしまった、とすることができる。さらに、

⁽³⁵⁾ 拙稿「「修道会」から「騎士修道会」へ—聖ヨハネ修道会の軍事化—」『史学雑誌』110 編 8 号、2001 年、46～47 頁。

レーモン3世保釈後の証書を見てみると、1140年代に見られたような形の都市行政のあり方は、もはや確認されない。

この間、ブルジョワの中心人物も緩やかに変化していった。ジェラルム・リールは、1150年代には、恐らくは息子であるギヨームにその立場を譲ったようである〔表3-13・14〕。また、ポンス・ド・スーラについて、彼自身は1175年まで活動を継続しつつ、恐らくはその親族であるスーラ家の者たちの活動も1181年までは確認することができる〔表3-15・17・19・20・21〕。しかし、その後に彼らの家系の者たちの活動は確認されなくなる。入れ替わるような形で台頭してくるのは、ジャン・ド・ラ・モネータと、その名からして明らかに現地出身者であり、先に触れたアンティオキア侯の証書にも登場するサイース〔表3-2・3〕の二人である。

この両名は、都市エルサレムのブルジョワのベルナル・ボシェを除いては唯一、年代記史料の中にその個人名が記される者たちである。それは次のような文脈においてである。1191年、キプロス島の購入をイングランド国王リチャード1世から持ちかけられたものの、保釈後のギー・ド・リュジニャンはその費用を欠いていた。彼が自身の尚書官であったトリポリ司教ペトルスに相談した結果、ペトルスはトリポリへと向かい、サイースおよびジャン・ド・ラ・モネータを始めとするブルジョワたちから、6万ベザントをキプロス島の購入に充てるための費用として借用したのである⁽³⁶⁾。ここから読み取ることができるのは、この両名は人並み外れた経済力を背景として、すなわち、リール家やスーラ家の者たちとは異なる形で都市行政の世界で活躍していた、ということである。恐らく、彼らは商人として経済的優位性の基盤を形成したのであろう。このように見てくると、サイースが初めて現れる1174年に発給されたビブルス領主ユークの証書は〔表3-18〕、レーモン3世の保釈金の内の少なからぬ部分をサイースが負担し⁽³⁷⁾、その結果として彼が都市行政に関与していった、という道筋を想定することを可能にしてくれる。そして、1181年にジャン・ド・ラ・モネータが都市行政の世界に参入してくるのだが、それ以降の都市行政のあり方そのものにも大きな変化が生じたことに我々は気づく。副伯の登場である。

⁽³⁶⁾ Eracles, liv. 26, chap. 9. «…Grant joie e not le rei Gui, et tantost parle a son chancelier, qui se nomeit Piere d'Angolesme, qui estoit evesque de Triple. Il li dist coment il aveit achetée l'isle de Chypre, et mestier li estoient li ai, et que il porchast coment il peust avoir l'emprunt de cest avoir. Il li demanda : «combien aves vos de terme de paier iceste devant dite pecunie?» et il li dist que il aveit respite de deus meis. Li evesque respondit que dedens deus meis Dieu li auroit bien conseillé. Li evesque si mut tantost en une galie et ala a Triple. Il emprunta de Sais, un bourgeois de Triple, et de Jehan de la Moneie et des autres prendes nome soixante mil besans,…»

⁽³⁷⁾ その保釈金は、一五万ディナールにも及んだ。Ibn al-Athīr, "Histoire des Atabecs de Mosul", *Recueil des historiens des croisades, orientaux*, 2, Paris, 1887, p. 619.

すでに 1175 年の段階で、すなわちサイースの登場とほぼ同時期にトリポリ副伯も登場するが〔表 3-19〕、副伯は 1182 年以降に都市行政の核として定着していったようである〔表 3-23～28・31〕。この背景として第一に考えられるのは、保釈後のレーモン 3 世が、ハンセン病に蝕まれていたエルサレム国王ボードゥアン 4 世の摂政となって以降、エルサレム王位を巡る権力闘争の渦中に置かれていた、ということである。必然的に都市トリポリを離れる機会が多くなったために、代理人としての副伯を恒常的に配備することで都市行政に可能な限りの直接的な影響力を保持しようと試みるに至ったのであろう。副署人欄において、ジェラルド・リールやボンス・ド・スーラとは異なり、サイースやジャン・ド・ラ・モネータは常に副伯よりも下位に現れていることが、このことを証明する。そして、あくまでもブルジョワは統治する側ではなく、統治される側にあったということは、一見したところ法書史料に描かれる会議像のような都市統治体制の中において、決して陪審が現れないということによって示される。

いずれにせよ、都市トリポリにおいても、副伯とブルジョワからなる会議体の存在を確認できるのだが、それが上記のようなトリポリ伯の置かれた特別な状況によるものであったことは、同じトリポリ伯領内のマルガトの事例が物語っている。1180 年代においても、マルガトでは副伯の存在は確認されず、かつ、領主の家産役人であるブルジョワ（「ルノーのブルジョワのドロ（Droco, burgensis Reinaudi）」による都市行政への関与の痕跡が残されているからである〔表 3-34・35〕。また、都市トリポリにおける都市行政へのブルジョワの関与も、永続的なものではなかった。1201 年以降、トリポリ伯はアンティオキア侯と兼任されることになるが、1203 年がブルジョワの証書史料への登場の最後の年となる⁽³⁸⁾。恐らくは、その後に長らく都市行政に関与し続けていたサイースが死去するにおよんで、アンティオキア侯国型の都市行政の体制がトリポリ伯国にも適用されたと考えざるをえない。

おわりに

従来の研究者たちが前提としたものとは異なり、エルサレム王国、アンティオキア侯国、そしてアンティオキア侯に統括される以前のトリポリ伯国は、それぞれに異なる都市行政の体制を持っていた。また、陪審という肩書きを得たブルジョワたちが都市行政の表舞台

⁽³⁸⁾ 表 3-31 の事例は、ブルジョワも当事者の一部であったこと、および問題に関する事情徴収のために、ブルジョワたちが関与したものと考えられる。

に登場するという都市エルサレムの持つ傾向は、後期エルサレム王国における都市アッコン、および13世紀初頭までにおけるエルサレム王国領内の一部の都市にしか見られないものであった。ブルジョワによる市政参加が一切確認されないアンティオキア侯国領内の町を除き、概してブルジョワの市政参加が確認される背景には、公権力の揺らぎがあった。ただしこのことは、裏を返せば、十字軍国家においては公権力の基盤を安定させるための要素としてブルジョワが機能しえたことを意味し、基本的には都市行政に関与する門戸は開放されていた、ということの意味する。ブルジョワ側の立場に立って考えてみると、彼らにとって何よりも必要であったのは、自身の身体および財産の安全の確保であった。公権力が安定している場合にはそれに身を委ねればよいのであろうが、そうでない場合においては、ブルジョワたちは自身の安全確保のためにも、運命共同体に身を投じることで公権力を支えた、と言えよう。

ただし、それが十分に力を発揮するのは、公権力が一つである状況下においてである。エルサレム王国において、ブルジョワの活動が見られない時期には、アンティオキア侯国型の都市行政が展開されたのだろう、とは決して考えられない。トリポリ伯国やアンティオキア侯国と、エルサレム王国との一番の違いは、ヨーロッパ諸勢力の介入・影響に常にさらされていた、という点である。ロンバルディア戦争を契機として、公権力は分散し、ブルジョワたちの拠り所も分散し、都市行政そのものも分散した。ヨーロッパ諸勢力がもたらす様々な制度も、分散化傾向に拍車をかけたことであろう。それに伴うアイデンティティーの多元化は、エルサレム王国を内部から蝕んでいったのかもしれない。

本章をまとめると以上のようになるであろうが、十分に踏み込むことのできなかった点がある。それは、商人と思しきサイースとジャン・ド・ラ・モネータのことである。とくにサイースの存在は、現地人が都市行政に関与する可能性がゼロではなかったことを示す。十字軍国家における現地人商人の活動の痕跡は、幾つかある。例えば、1156年から1163年の間に発給されたボードゥアン3世発給証書では、「ティールの商人のアブー・アリー・ブン・イザッディーン (Bohali filius Ebensten, mercator Tyrensis)」に対して、ティールとエジプトとの間における、その船や商品などの保護が保障されている⁽³⁹⁾。もう一例を挙げると、1268年10月22日、ジェノヴァ市民のルチュート・デ・グリマルドがとあるガレー船を拿捕したことによって生じた損害の賠償を承認したジェノヴァ評議会の決議録には、被害者として、「ティール領主フィリップの家臣のダマスクスのボリエゼの息子エスポレ、アッコン住民 (incola) であるモスル商人のムサク、アッコン住民のサリービー、アダラ

⁽³⁹⁾ *Urkunden*, no. 268 (= *Regesta Add.*, no. 598a).

ブの息子アジズ、アッコン住民のジャン・ド・リール、タルタル人（モンゴル人）領主の家臣セリムの息子ベルフェク、アッコン住民のフェリーチェ・デ・オレーチ、アッコン住民のスレイマン・カシミ、アッコン住民のダマスクスのラシンの息子スレイマン、聖職者ゲオルギウス、ティール領主の家臣のダマスクスのベルゼクの息子ボガレブ、アルメニア国王の家臣にしてアヤス住民のマンスール・エルミン、バサキ・バハラン、バルソミ・ミカエレ、マケロッティ・ダヴィデ、アルメニア国王の家臣にしてアヤスに居住する兄弟のアジズとムーサー、ジャン・バルソン、アンティオキア総大司教の家臣シモン・ダンティオシュ、アンティオキア侯の家臣オルフェウルの息子エティエンヌ、同じくベードの息子ニコル、同じくアガンセルの息子ハレフ、同じくマテルリ・アリー」といった名前が挙げられており⁽⁴⁰⁾、この中に我々は商人を含む現地人とフランク人領主との紐帯を垣間見ることができるのである。

サイースとジャン・ド・ラ・モネータに関連して、もう一つ本稿では検討できなかったことは、すでにこれまでに見てきた表の中にもその活動の痕跡が散見される、ヨーロッパ商業都市およびその市民たちについてである。彼らは商業の担い手であったばかりでなく、軍事力も有しており、従って、十字軍国家構造のあり方に影響を与えた可能性は大きいことは、言うまでもない。この点に関する考察は、別稿にて行うこととしよう。

（本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「中近世地中海史の発展的研究—グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造—」（代表・学習院大学文学部教授・亀長洋子）の研究成果の一部である。）

⁽⁴⁰⁾ Mas Latrie, 2, pp. 74-77 (=Langlois, no. 22 ; *Regesta*, no. 1362).